

奈良市公報

号外第17号

平成24年10月17日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

○金融機関の指定についての一部改正	1
○町の区域の変更（2件）	1
○市道路線の認定	2
○開発行為に関する工事の完了	2
○特定計量器の定期検査の実施	2
○農用地利用集積計画の縦覧	3
○道路の区域変更	3
○道路の供用開始	10
○放置自転車等の保管	18
○道路の区域変更	18
○道路の供用開始	18
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	18
○開発行為に関する工事の完了	19
○生活保護法の規定による施術者の指定	19
○放置自転車等の保管（2件）	19
○奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示	19
○開発行為に関する工事の完了	20
○奈良市住宅リフォーム補助金交付要綱の一部を改正する告示	20
○奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示	20
○奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱の一部を改正する告示	22
○奈良市つどいの広場事業実施要綱の一部を改正する告示	23
○奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示	23
○奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示	23
○奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱の一部を改正する告示	23
○奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示	24
○奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設開設準備経費助成補助金交付要綱の一部を改正する告示	24
○奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示	24
○奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱の一部を改正す	

る告示	24
○奈良市情報公開条例第5条第4項に規定する権利の濫用に関する基準を定める要綱	24
○都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの公衆縦覧（2件）	25
○奈良市後援名義の使用承認等に関する要綱	25
○奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱の一部を改正する告示	26
○教育委員会への事務委任の一部改正	26
○奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示	26
○奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱の一部を改正する告示	26
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（6件）	27
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表	28
○奈良市立認定こども園左京幼稚園通園バス利用要綱	35
○奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示	38
○奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示	38
○市道路線の廃止	40
○市道路線の認定	40
○道路の区域決定	42
○道路の供用開始	43
○歩行者専用道路の指定	45
○開発行為に関する工事の完了	45

告 示

奈良市告示第137号

昭和51年奈良市告示第89号（金融機関の指定について）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月16日

奈良市長 仲川元庸

第2項中「住友信託銀行」を「三井住友信託銀行」に改める。

（平成24年3月16日揭示済）

奈良市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成24年3月17日から本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更します。

なお、別表の関係区域は、別図1（変更前）及び別図2

(変更後)のとおりです。

平成24年3月16日

奈良市長 仲川元庸

別表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
茗荷町	南田原町(一部)	南田原町4及び6の一部

別図1及び別図2省略

(平成24年3月16日揭示済)

奈良市告示第139号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、平成24年3月17日から本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更します。

なお、別表の関係区域は、別図1(変更前)及び別図2(変更後)のとおりです。

平成24年3月16日

奈良市長 仲川元庸

別表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
長谷町	南田原町(一部)	南田原町236から239まで、240の一部、241の一部、242の一部及び243の1の一部並びにこれらの区域に隣接する水路等である市有地の全部

別図1及び別図2省略

(平成24年3月16日揭示済)

奈良市告示第140号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、次の路線を本市の市道路線に認定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成24年3月21日

奈良市長 仲川元庸

路線名	起点	終点	備考(m)
中部第1341号線	宝来町957番地先から	菅原町631番1地先まで	L=334.0 W=24.0

(平成24年3月21日揭示済)

奈良市告示第141号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年3月21日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成23年12月9日 奈良市指令都整開 第11A-29号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年3月21日 第1292号
公共施設 平成24年3月21日 第577号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市五条畑一丁目1142番3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西城戸町1番地の4
株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合 浩
- 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市五条畑一丁目1142番3の一部
(平成24年3月21日揭示済)

奈良市告示第142号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により次のとおり公示します。

平成24年3月21日

奈良市長 仲川元庸

区 域	区 分	月 日(曜日)	時 間	場 所
都祁地区及び月ヶ瀬地区	質量計	4月25日(水)から5月1日(火)まで ただし、土・日・祝を除く。	10:00~12:00 13:00~15:30	月ヶ瀬行政センター
		5月8日(火)から5月9日(水)まで	10:00~12:00 13:00~15:30	都祁行政センター
		5月11日(金)から5月21日(月)まで ただし、土・日を除く。	10:00~16:00	質量計の所在場所

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に奈良市計量検査所(奈良市二条大路南一丁目1番1号)において行う。

(平成24年3月21日揭示済)

奈良市告示第143号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成24年3月21日

奈良市長 仲川元庸

農用地利用集積計画の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市観光経済部農林課内

(平成24年3月21日揭示済)

奈良市告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成24年3月22日

奈良市長 仲川元庸

整理 番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	鶴舞東町317番4地先から 鶴舞西町3142番18地先まで	前 後	15.80 ~ 13.90 17.50 ~ 16.00	604.4 604.4	5・22・4 12・2・2・4
2	九条線	北之庄西町一丁目7番5地先から 西九条町四丁目2番11地先まで	前 後	17.20 ~ 15.20 17.20 ~ 15.20	150.2 150.2	20・24・3・4
3	九条線	西九条町四丁目2番11地先から 西九条町五丁目5番4地先まで	前 後	20.00 ~ 16.10 25.00 ~ 16.10	584.2 584.2	20・23・3
4	二名学園前線	鶴舞西町3196番1地先から 学園北一丁目3142番14地先まで	前 後	11.80 ~ 5.40 13.00 ~ 6.20	321.9 321.9	12・2・3・4
5	六条石木線	石木町515番2地先から 六条西五丁目537番1地先まで	前 後	8.70 ~ 5.50 10.60 ~ 7.10	118.1 118.1	19・14・1
6	山陵平城線	山陵町1442番1地先から 山陵町1130番8地先まで	前 後	4.60 ~ 3.70 4.20 ~ 3.70	45.7 45.7	6・16・4
7	北之庄八島線	南永井町乙31番5地先から 南永井町113番1地先まで	前 後	7.80 ~ 6.50 9.10 ~ 6.50	55.2 55.2	25・5・2
8	南永井池田線	南永井町75番2地先から 南永井町58番4地先まで	前 後	7.50 ~ 5.70 10.50 ~ 5.70	49.8 49.8	26・1・3
9	丹生北野山線	丹生町1192番1地先から 北野山町985番地先まで	前 後	6.10 ~ 5.10 6.70 ~ 5.10	74.3 74.3	17・7
10	水間別所線	別所町201番1地先から 別所町761番地先まで	前 後	11.00 ~ 3.00 14.50 ~ 6.30	270.8 270.8	23・14
11	杣ノ川山添線	杣ノ川町527番1地先から 杣ノ川町527番1地先まで	前 後	7.50 ~ 5.80 7.50 ~ 5.80	54.9 46.8	23・25
12	東部第56号線	平清水町518番地先から 平清水町532番地先まで	前 後	4.50 ~ 3.50 4.00 ~ 3.50	21.1 21.1	15・4
13	東部第58号線	生疏里町141番地先から 生疏里町149番地先まで	前 後	3.50 ~ 3.40 5.20 ~ 3.20	77.8 77.8	15・13
14	東部第71号線	生疏里町132番地先から 生疏里町160番地先まで	前 後	5.00 ~ 3.00 5.00 ~ 3.90	104.4 104.4	15・13
15	東部第86号線	法用町129番地先から 法用町927番地先まで	前 後	4.40 ~ 3.00 5.10 ~ 3.60	50.3 50.3	8・23
16	東部第86号線	法用町273番地先から 法用町683番地先まで	前 後	12.00 ~ 3.50 12.00 ~ 5.40	98.6 98.6	8・23
17	東部第93号線	法用町421番地先から 法用町284番地先まで	前 後	8.00 ~ 2.30 8.00 ~ 2.30	93.5 93.5	8・23
18	東部第104号線	下狹川町1637番地先から 下狹川町1609番地先まで	前 後	4.80 ~ 4.00 4.80 ~ 4.00	34.2 32.1	2・16

整理 番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
19	東部第105号線	下狹川町1611番1地先から 下狹川町2032番地先まで	前 後	7.00 ~ 2.30 9.60 ~ 3.50	86.2 2・16 86.2	
20	東部第145号線	誓多林町1394番地先から 誓多林町1470番1地先まで	前 後	7.00 ~ 2.60 12.00 ~ 3.00	660.4 16・17 637.9	
21	東部第152号線	忍辱山町986番地先から 忍辱山町1003番1地先まで	前 後	5.00 ~ 2.20 5.60 ~ 3.30	77.2 16・6 77.2	
22	東部第170号線	阪原町3463番地先から 阪原町1902番1地先まで	前 後	3.00 ~ 2.60 3.70 ~ 3.00	65.7 9・9 65.7	
23	東部第185号線	邑地町3341番地先から 邑地町1398番地先まで	前 後	4.50 ~ 2.10 4.50 ~ 2.30	32.8 10・8 32.8	
24	東部第193号線	丹生町1111番3地先から 丹生町1112番4地先まで	前 後	8.00 ~ 4.00 8.80 ~ 6.80	56.3 17・7 54.2	
25	東部第212号線	柳生町128番2地先から 柳生町140番地先まで	前 後	5.00 ~ 2.60 4.50 ~ 2.60	39.8 2・25 39.8	
26	東部第212号線	柳生町180番地先から 柳生町196番地先まで	前 後	4.30 ~ 2.00 4.30 ~ 2.20	116.7 9・5 116.7	
27	東部第230号線	沓掛町330番5地先から 沓掛町356番1地先まで	前 後	6.00 ~ 5.00 6.00 ~ 5.50	74.7 23・7 69.0	
28	東部第231号線	沓掛町148番1地先から 沓掛町810番地先まで	前 後	10.00 ~ 2.40 10.00 ~ 2.40	327.8 23・6 327.8	
29	東部第232号線	水間町943番地先から 水間町942番2地先まで	前 後	18.50 ~ 4.00 18.50 ~ 4.00	51.5 9・18 51.5	
30	東部第240号線	水間町3292番地先から 水間町2738番地先まで	前 後	7.00 ~ 4.00 7.00 ~ 4.00	48.5 24・11 48.5	
31	東部第240号線	水間町2740番1地先から 水間町3250番地先まで	前 後	5.50 ~ 2.80 6.00 ~ 2.80	134.7 23・15 134.7	
32	東部第241号線	水間町3231番1地先から 水間町2761番1地先まで	前 後	3.80 ~ 2.20 5.30 ~ 2.20	57.8 23・15 57.8	
33	東部第249号線	大野町435番1地先から 大野町436番2地先まで	前 後	6.20 ~ 6.20 6.20 ~ 6.20	40.1 23・17 35.2	
34	東部第250号線	大野町363番1地先から 大野町720番地先まで	前 後	4.50 ~ 1.80 8.50 ~ 1.80	179.7 23・17 196.1	
35	東部第261号線	長谷町770番2地先から 長谷町731番4地先まで	前 後	6.30 ~ 4.50 6.30 ~ 4.50	31.3 28・12 31.3	
36	東部第261号線	長谷町776番3地先から 長谷町771番1地先まで	前 後	2.90 ~ 2.20 5.40 ~ 2.40	74.8 28・12 74.8	
37	東部第262号線	長谷町1717番地先から 長谷町1596番地先まで	前 後	3.30 ~ 2.30 3.30 ~ 2.30	86.1 28・16 86.1	
38	東部第263号線	長谷町1039番地先から 長谷町1042番地先まで	前 後	8.00 ~ 3.00 7.80 ~ 6.00	73.4 28・11 69.0	
39	東部第263号線	長谷町1119番地先から 長谷町1131番地先まで	前 後	4.00 ~ 2.20 2.80 ~ 2.20	41.8 28・11-16 41.8	
40	東部第264号線	長谷町500番1地先から 長谷町529番1地先まで	前 後	9.00 ~ 4.00 14.50 ~ 4.00	179.5 28・6-11 179.5	
41	東部第264号線	長谷町1263番地先から 長谷町1741番地先まで	前 後	6.00 ~ 3.40 6.00 ~ 3.90	23.0 28・11 23.0	
42	東部第266号線	若荷町387番2地先から 若荷町1025番地先まで	前 後	5.00 ~ 2.50 6.50 ~ 3.00	186.9 22・25 186.9	
43	東部第282号線	和田町628番2地先から 和田町598番1地先まで	前 後	6.00 ~ 4.10 6.00 ~ 4.10	63.9 22・15 63.9	
44	東部第282号線	和田町1055番地先から 和田町1009番地先まで	前 後	6.00 ~ 2.30 8.00 ~ 4.00	119.0 22・20 119.0	
45	東部第294号線	和田町96番地先から 和田町1007番地先まで	前 後	4.30 ~ 2.10 4.30 ~ 2.80	44.9 22・20 44.9	
46	東部第295号線	和田町122番1地先から 和田町1008番地先まで	前 後	4.00 ~ 2.10 5.00 ~ 2.10	44.5 22・20 44.5	
47	東部第301号線	菩提山町157番地先から 菩提山町158番地先まで	前 後	3.20 ~ 3.10 3.90 ~ 3.20	26.8 27・6 26.8	
48	東部第326号線	中畑町1269番地先から 中畑町93番1地先まで	前 後	8.50 ~ 5.00 8.00 ~ 5.50	46.2 31.3 46.2	
49	東部第333号線	米谷町1621番地先から 米谷町854番2地先まで	前 後	6.00 ~ 2.00 8.00 ~ 2.00	61.0 31・11 61.0	
50	東部第338号線	南椿尾町35番1地先から 南椿尾町34番1地先まで	前 後	10.00 ~ 8.00 10.00 ~ 8.00	18.5 27・21 18.5	
51	東部第347号線	高樋町1275番2地先から 高樋町1314番地先まで	前 後	3.00 ~ 1.10 3.00 ~ 1.10	231.2 26・24-25 231.2	
52	南部第14号線	柏木町158番11地先から 柏木町157番7地先まで	前 後	4.20 ~ 3.90 8.00 ~ 4.10	105.1 20・8-1 105.1	
53	南部第22号線	大安寺町533番地先から 大安寺町521番3地先まで	前 後	6.70 ~ 5.70 6.70 ~ 6.10	80.4 20・3-3-4 80.4	
54	南部第80号線	東九条町1288番1地先から 東九条町1278番1地先まで	前 後	6.80 ~ 5.10 7.20 ~ 5.10	77.8 20・14・2 77.8	

整理 番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
55	南部第123号線	東九条町1001番1地先から 東九条町1212番地先まで	前 後	4.00 ~ 3.00 4.00 ~ 3.00	146.2 146.2	20・14・4
56	南部第128号線	東九条町1101番4地先から 東九条町1014番117地先まで	前 後	6.70 ~ 5.20 6.70 ~ 5.20	73.4 73.4	20・15・3
57	南部第167号線	古町309番1地先から 古町403番2地先まで	前 後	7.10 ~ 3.90 7.00 ~ 3.90	53.1 53.1	20・18・1
58	南部第186号線	神殿町528番地先から 神殿町2番3地先まで	前 後	4.20 ~ 3.50 4.70 ~ 3.50	55.7 55.7	21・16・3
59	南部第187号線	神殿町146番6地先から 神殿町98番2地先まで	前 後	4.20 ~ 3.60 5.20 ~ 3.70	48.6 48.6	21・16・1
60	南部第189号線	神殿町484番地先から 神殿町522番地先まで	前 後	4.30 ~ 3.00 4.00 ~ 3.20	40.2 40.2	21・16・1
61	南部第208号線	北永井町485番1地先から 北永井町486番5地先まで	前 後	4.40 ~ 3.20 8.30 ~ 3.40	39.6 38.0	21・21・1
62	南部第210号線	北永井町477番3地先から 北永井町487番地先まで	前 後	4.10 ~ 2.70 8.50 ~ 2.90	60.3 62.1	21・21・1
63	南部第282号線	古市町488番1地先から 古市町510番地先まで	前 後	3.20 ~ 1.80 4.00 ~ 2.70	94.2 94.2	21・22・2
64	南部第285号線	横井三丁目179番1地先から 横井三丁目114番1地先まで	前 後	4.40 ~ 2.50 4.40 ~ 2.50	27.9 27.9	21・22・3
65	南部第329号線	鹿野園町786番1地先から 鹿野園町614番5地先まで	前 後	3.70 ~ 3.10 3.70 ~ 3.20	38.2 38.2	21・13・4
66	南部第335号線	鹿野園町399番地先から 鹿野園町182番地先まで	前 後	4.20 ~ 3.00 4.00 ~ 2.50	121.3 121.3	21・19・1
67	南部第353号線	八島町156番地先から 八島町199番1地先まで	前 後	6.50 ~ 5.90 6.40 ~ 6.20	80.3 80.3	26・3・1
68	南部第356号線	藤原町588番2地先から 藤原町583番地先まで	前 後	4.00 ~ 1.70 3.70 ~ 1.90	79.1 79.1	26・3・2
69	南部第358号線	藤原町308番地先から 藤原町291番地先まで	前 後	3.90 ~ 3.00 3.90 ~ 3.00	5.7 5.7	21・23・3
70	南部第380号線	藤原町135番地先から 藤原町132番地先まで	前 後	2.80 ~ 1.80 2.80 ~ 1.80	40.4 40.4	26・3・1
71	南部第381号線	藤原町153番6地先から 藤原町205番地先まで	前 後	4.50 ~ 1.50 5.60 ~ 1.50	85.5 85.5	21・23・3
72	南部第400号線	横井三丁目116番2地先から 横井三丁目179番1地先まで	前 後	3.30 ~ 2.30 4.60 ~ 3.30	5.8 5.8	21・22・3
整理 番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
73	南部第404号線	横井一丁目108番地先から 横井一丁目105番3地先まで	前 後	4.50 ~ 2.00 4.50 ~ 4.30	48.3 48.3	21・21・2
74	南部第461号線	山町606番1地先から 山町660番1地先まで	前 後	5.30 ~ 1.90 5.50 ~ 2.20	37.1 37.1	26・7・4
75	南部第530号線	今市町231番1地先から 今市町229番1地先まで	前 後	3.60 ~ 2.30 4.80 ~ 2.30	57.6 57.6	26・6・1
76	南部第535号線	今市町364番地先から 今市町360番3地先まで	前 後	7.00 ~ 2.20 7.00 ~ 2.20	103.3 103.3	26・6・1
77	南部第535号線	今市町285番1地先から 今市町346番10地先まで	前 後	6.00 ~ 3.50 7.70 ~ 3.50	92.2 92.2	26・6・1
78	南部第536号線	今市町334番4地先から 今市町328番地先まで	前 後	1.20 ~ 1.00 1.20 ~ 1.00	45.3 45.3	25・10・2
79	北部第5号線	奈良阪町1672番6地先から 法華寺町1847番地先まで	前 後	4.60 ~ 2.80 4.40 ~ 3.00	56.0 56.0	13・9・2
80	北部第8号線	奈良阪町2069番地先から 法蓮町1592番1地先まで	前 後	3.70 ~ 2.90 3.70 ~ 3.30	20.6 20.6	14・1・3
81	北部第8号線	奈良阪町2670番地先から 奈良阪町2764番地先まで	前 後	3.60 ~ 2.60 3.90 ~ 3.20	32.7 32.7	14・1・4
82	北部第99号線	今在家町49番1地先から 今在家町47番1地先まで	前 後	2.80 ~ 1.30 3.60 ~ 2.40	36.9 36.9	14・12・1
83	北部第135号線	奈良阪町1906番2地先から 奈良阪町1863番6地先まで	前 後	3.50 ~ 1.50 6.30 ~ 3.00	37.6 37.6	14・2・3
84	北部第137号線	奈良阪町1906番3地先から 奈良阪町1865番地先まで	前 後	4.10 ~ 1.80 4.10 ~ 2.60	40.3 40.3	14・2・3
85	北部第152号線	奈良阪町1203番4地先から 奈良阪町1187番1地先まで	前 後	9.70 ~ 4.20 10.20 ~ 4.70	192.4 192.4	14・1・2
86	北部第181号線	高畑町612番1地先から 高畑町579番2地先まで	前 後	5.90 ~ 5.10 5.90 ~ 5.10	23.5 23.5	21・3・2
87	北部第197号線	高畑町445番4地先から 高畑町406番地先まで	前 後	4.50 ~ 3.30 4.30 ~ 3.30	33.8 33.8	21・3・4
88	北部第200号線	高畑町383番3地先から 高畑町380番1地先まで	前 後	2.20 ~ 1.90 2.90 ~ 1.90	43.3 43.3	21・3・4
89	北部第206号線	白毫寺町75番5地先から 白毫寺町68番19地先まで	前 後	4.10 ~ 2.10 4.10 ~ 2.20	47.2 47.2	21・8・2
90	北部第236号線	高畑町21番3地先から 高畑町40番1地先まで	前 後	3.60 ~ 2.50 3.80 ~ 2.80	29.4 29.4	21・8・1

整理 番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
91	北部第265号線	紀寺町687番3地先から 紀寺町682番1地先まで	前 後	5.30 ～ 5.20 5.30 ～ 5.20	23.7 21・2・3 24.1	
92	北部第273号線	杉ヶ町43番4地先から 杉ヶ町44番3地先まで	前 後	5.40 ～ 5.20 5.30 ～ 5.10	19.2 13・25・4 19.2	
93	北部第287号線	西木辻町17番地先から 西木辻町109番1地先まで	前 後	9.40 ～ 5.70 9.40 ～ 5.70	71.2 21・11・3 71.2	
94	北部第316号線	南肘塚町46番5地先から 南肘塚町254番地先まで	前 後	5.80 ～ 5.30 5.80 ～ 5.30	21.1 21・12・1 21.1	
95	北部第317号線	南肘塚町99番1地先から 南肘塚町65番1地先まで	前 後	5.20 ～ 4.70 6.00 ～ 4.70	13.0 21・11・2 13.0	
96	北部第323号線	南京終町689番2地先から 南京終町683番1地先まで	前 後	3.20 ～ 3.20 3.20 ～ 3.20	18.1 21・11・1 17.6	
97	北部第324号線	南京終町693番3地先から 南京終町693番5地先まで	前 後	3.70 ～ 3.00 6.70 ～ 3.60	110.5 20・15・2 110.5 21・11・1	
98	北部第342号線	南京終町四丁目368番1地先から 南京終町四丁目370番1地先まで	前 後	8.70 ～ 6.70 8.70 ～ 6.70	51.6 21・6・4 51.6	
99	北部第377号線	西寺林町27番1地先から 西寺林町5番地先まで	前 後	4.00 ～ 3.50 4.00 ～ 3.50	44.3 14・21・4 44.3	
100	北部第389号線	北向町12番4地先から 北向町18番地先まで	前 後	2.90 ～ 1.80 4.00 ～ 1.80	74.6 14・21・1 60.1	
101	北部第419号線	法蓮町1283番5地先から 法蓮町1702番32地先まで	前 後	6.40 ～ 0.70 6.40 ～ 1.50	58.6 14・11・1 55.4	
102	北部第437号線	法蓮町1514番128地先から 法蓮町1514番39地先まで	前 後	7.10 ～ 5.70 7.10 ～ 5.80	145.3 14・6・4 145.3	
103	北部第437号線	法蓮町1514番107地先から 川上町492番10地先まで	前 後	5.00 ～ 1.50 9.00 ～ 1.50	142.9 14・7・1 142.9	
104	北部第451号線	法蓮町1073番3地先から 法蓮町1073番1地先まで	前 後	8.40 ～ 7.50 9.80 ～ 7.50	24.3 14・11・4 24.3	
105	北部第477号線	法蓮町48番1地先から 法蓮町48番4地先まで	前 後	4.30 ～ 3.30 6.60 ～ 3.30	17.2 13・20・2 17.2	
106	北部第492号線	法蓮町399番1地先から 法蓮町367番1地先まで	前 後	5.10 ～ 5.00 5.80 ～ 5.00	65.6 13・15・3 65.6	
107	北部第500号線	大宮町七丁目690番1地先から 三条大路一丁目697番1地先まで	前 後	18.00 ～ 18.00 18.00 ～ 18.00	95.5 13・24・1 75.5	
108	北部第528号線	法華寺町1081番地先から 法華寺町1065番1地先まで	前 後	4.30 ～ 4.20 4.30 ～ 4.20	20.9 13・8・4 20.3	
整理 番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
109	北部第558号線	南肘塚町50番地先から 南肘塚町208番13地先まで	前 後	5.90 ～ 5.80 5.90 ～ 5.80	46.0 21・12・1 46.0	
110	中部第8号線	三条添川町208番1地先から 三条添川町205番1地先まで	前 後	4.20 ～ 4.10 4.20 ～ 4.10	19.9 13・24・4 13.9	
111	中部第9号線	三条松町377番3地先から 三条松町379番1地先まで	前 後	6.70 ～ 6.70 6.70 ～ 6.70	26.5 13・24・4 11.5	
112	中部第14号線	六条二丁目1019番1地先から 六条二丁目1014番1地先まで	前 後	11.50 ～ 5.50 11.40 ～ 5.60	143.7 19・10・1 143.7	
113	中部第20号線	中登美ヶ丘三丁目15番6地先から 二名町4570番2地先まで	前 後	18.00 ～ 18.00 21.00 ～ 18.00	98.1 5・7・4 98.1	
114	中部第22号線	押熊町348番2地先から 押熊町342番地先まで	前 後	10.80 ～ 2.30 10.80 ～ 2.30	41.9 5・14・4 41.9	
115	中部第52号線	中山町1747番1地先から 中山町1761番1地先まで	前 後	8.60 ～ 3.70 9.40 ～ 4.00	245.0 5・20・4 235.0	
116	中部第60号線	佐紀町3212番2地先から 佐紀町3251番1地先まで	前 後	4.60 ～ 3.20 4.60 ～ 3.20	51.3 13・2・3 51.3	
117	中部第72号線	山陵町650番地先から 山陵町425番地先まで	前 後	3.30 ～ 2.50 3.30 ～ 2.50	51.2 13・2・1 51.2	
118	中部第90号線	山陵町222番1地先から 山陵町218番地先まで	前 後	4.10 ～ 1.70 4.10 ～ 1.70	56.5 13・1・4 56.5	
119	中部第97号線	秋篠三和町二丁目430番110地先から 秋篠町684番17地先まで	前 後	7.50 ～ 5.60 7.60 ～ 5.70	65.8 12・5・3 65.8	
120	中部第98号線	山陵町2090番地先から 山陵町479番地先まで	前 後	7.00 ～ 3.60 7.50 ～ 6.40	48.7 13・1・2 48.7	
121	中部第124号線	中山町40番4地先から 中山町105番1地先まで	前 後	6.50 ～ 6.00 6.60 ～ 6.00	21.3 5・24・2 21.3	
122	中部第184号線	法華寺町1807番地先から 法華寺町1805番1地先まで	前 後	5.00 ～ 2.90 8.10 ～ 3.30	90.9 13・9・1 90.9	
123	中部第191号線	佐紀町1214番13地先から 佐紀町1215番地先まで	前 後	2.90 ～ 2.80 3.00 ～ 2.80	67.0 13・3・4 67.0	
124	中部第195号線	佐紀町2270番3地先から 佐紀町2403番5地先まで	前 後	6.10 ～ 2.80 8.00 ～ 2.80	74.4 13・3・3 74.4	
125	中部第209号線	法華寺町1805番1地先から 法華寺町1082番1地先まで	前 後	6.00 ～ 4.40 6.00 ～ 4.40	42.8 13・8・4 42.8	
126	中部第225号線	佐紀町2826番2地先から 佐紀町2717番5地先まで	前 後	3.10 ～ 2.50 3.10 ～ 2.50	17.9 13・7・4 17.9	

整理 番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
127	中部第254号線	二条大路南四丁目100番12地先から 二条大路南三丁目194番4地先まで	前 後	5.00 ~ 4.10 5.00 ~ 4.10	16.013・17・4 14.6	
128	中部第258号線	三条大路五丁目233番3地先から 三条大路五丁目211番4地先まで	前 後	5.10 ~ 5.10 5.10 ~ 5.10	10.113・17・3 2.8	
129	中部第259号線	三条大路五丁目208番1地先から 三条大路五丁目205番地先まで	前 後	2.80 ~ 1.00 1.10 ~ 1.00	51.013・22・1 45.7	
130	中部第260号線	三条大路四丁目479番3地先から 三条大路五丁目470番1地先まで	前 後	2.90 ~ 2.80 2.90 ~ 2.80	53.113・22・1 44.0	
131	中部第261号線	三条大路四丁目134番2地先から 三条大路四丁目479番1地先まで	前 後	6.40 ~ 4.50 7.80 ~ 7.70	116.013・22・1 102.0	
132	中部第262号線	三条大路三丁目455番4地先から 三条大路四丁目100番27地先まで	前 後	3.80 ~ 3.70 3.80 ~ 3.70	37.513・22・2 26.1	
133	中部第264号線	三条大路二丁目526番3地先から 三条大路三丁目932番2地先まで	前 後	7.60 ~ 6.00 11.20 ~ 6.00	197.013・23・1 197.0	
134	中部第265号線	三条大路一丁目638番1地先から 三条大路一丁目609番2地先まで	前 後	6.10 ~ 5.50 6.00 ~ 5.50	68.713・18・4 68.7	
135	中部第270号線	四条大路一丁目704番3地先から 四条大路一丁目722番4地先まで	前 後	9.50 ~ 8.20 9.50 ~ 8.60	55.813・23・2 41.6	
136	中部第284号線	四条大路二丁目828番12地先から 四条大路二丁目831番1地先まで	前 後	2.70 ~ 2.70 2.70 ~ 2.70	57.013・23・1 46.5	
137	中部第288号線	四条大路三丁目933番1地先から 四条大路三丁目941番2地先まで	前 後	3.10 ~ 3.00 3.10 ~ 3.00	19.413・22・2 8.7	
138	中部第292号線	四条大路三丁目98番5地先から 四条大路四丁目77番1地先まで	前 後	4.10 ~ 3.50 7.20 ~ 3.50	49.813・22・2 39.1	
139	中部第296号線	四条大路四丁目431番1地先から 四条大路五丁目429番2地先まで	前 後	2.50 ~ 2.50 2.50 ~ 2.50	18.413・22・1 6.9	
140	中部第300号線	四条大路五丁目1034番1地先から 南新町197番2地先まで	前 後	3.50 ~ 2.90 3.50 ~ 2.90	68.313・22・3 68.3	
141	中部第331号線	七条東町232番地先から 七条東町259番地先まで	前 後	2.80 ~ 2.40 2.60 ~ 2.60	19.220・11・4 19.2	
142	中部第338号線	七条一丁目237番1地先から 七条一丁目504番1地先まで	前 後	5.90 ~ 5.90 6.60 ~ 6.50	21.720・11・3 21.7	
143	中部第371号線	六条二丁目1120番地先から 六条二丁目1126番5地先まで	前 後	6.00 ~ 0.80 6.00 ~ 3.80	136.619・10・3 133.6	
144	中部第387号線	七条西町一丁目630番1地先から 七条西町一丁目627番190地先まで	前 後	12.80 ~ 5.10 12.80 ~ 5.10	95.919・15・3 95.9	
整理 番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
145	中部第462号線	六条一丁目826番1地先から 六条一丁目899番2地先まで	前 後	4.10 ~ 3.80 4.20 ~ 3.80	36.119・10・2 36.1	
146	中部第465号線	六条一丁目645番地先から 六条一丁目671番地先まで	前 後	2.20 ~ 1.10 2.20 ~ 1.60	48.420・6・1 48.4	
147	中部第484号線	西ノ京町213番地先から 五条町546番地先まで	前 後	3.20 ~ 2.50 3.20 ~ 2.50	21.720・6・2 21.7	
148	中部第485号線	五条町394番4地先から 五条町406番地先まで	前 後	5.60 ~ 4.00 9.10 ~ 4.40	103.420・1・4 103.4	
149	中部第485号線	五条町350番3地先から 西ノ京町213番1地先まで	前 後	4.90 ~ 4.00 5.00 ~ 4.00	20.320・6・2 20.3	
150	中部第486号線	五条町403番1地先から 五条町362番地先まで	前 後	3.20 ~ 2.10 3.80 ~ 2.10	67.420・1・4 67.4	
151	中部第486号線	五条町398番1地先から 五条町394番4地先まで	前 後	3.80 ~ 2.20 3.80 ~ 2.20	13.020・1・4 11.8	
152	中部第487号線	五条町362番地先から 五条町361番地先まで	前 後	3.20 ~ 2.50 3.40 ~ 2.50	19.020・1・4 19.0	
153	中部第489号線	西ノ京町457番2地先から 西ノ京町210番地先まで	前 後	4.00 ~ 2.80 4.00 ~ 2.80	34.720・6・2 34.7	
154	中部第510号線	五条一丁目451番27地先から 五条一丁目451番20地先まで	前 後	5.30 ~ 5.10 5.30 ~ 4.90	75.920・1・1 75.9	
155	中部第528号線	尼辻中町347番1地先から 尼辻中町346番1地先まで	前 後	2.30 ~ 2.20 2.30 ~ 2.30	14.713・21・2 14.7	
156	中部第529号線	尼辻中町351番3地先から 尼辻中町350番1地先まで	前 後	3.20 ~ 3.00 3.20 ~ 3.00	15.213・21・2 7.8	
157	中部第530号線	尼辻北町333番3地先から 尼辻中町369番1地先まで	前 後	4.30 ~ 2.90 4.90 ~ 2.90	126.413・21・2 126.4	
158	中部第531号線	三条大路五丁目162番1地先から 三条大路五丁目160番1地先まで	前 後	5.10 ~ 3.40 4.80 ~ 3.40	601.313・21・2 601.3	
159	中部第532号線	三条大路五丁目162番1地先から 三条大路五丁目170番24地先まで	前 後	3.20 ~ 3.20 3.20 ~ 3.20	10.013・22・1 1.8	
160	中部第533号線	三条大路五丁目175番1地先から 三条大路五丁目189番1地先まで	前 後	1.40 ~ 1.40 1.40 ~ 1.40	19.913・22・1 10.6	
161	中部第534号線	三条大路五丁目185番4地先から 三条大路五丁目263番1地先まで	前 後	3.60 ~ 3.60 3.60 ~ 3.60	11.413・22・1 1.6	
162	中部第535号線	三条大路五丁目263番10地先から 三条大路五丁目271番地先まで	前 後	2.40 ~ 2.20 2.40 ~ 2.30	57.013・17・3 49.0	

整理 番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
163	中部第536号線	三條大路五丁目253番1地先から 三條大路五丁目255番1地先まで	前 後	2.80 ~ 2.50 2.60 ~ 2.50	9.6 2.3	13・17・3 2.3
164	中部第546号線	二條大路南五丁目384番1地先から 二條大路南五丁目385番1地先まで	前 後	4.00 ~ 3.80 3.80 ~ 3.80	10.0 4.9	13・17・3 4.9
165	中部第547号線	二條大路南五丁目386番1地先から 二條大路南五丁目392番2地先まで	前 後	2.70 ~ 2.30 2.60 ~ 2.30	22.8 18.7	13・17・3 18.7
166	中部第555号線	二條町三丁目90番89地先から 二條町三丁目90番6地先まで	前 後	5.10 ~ 5.10 6.30 ~ 6.30	79.5 78.4	13・11・4 13・12・3
167	中部第557号線	二條町三丁目90番89地先から 二條町三丁目90番69地先まで	前 後	5.10 ~ 5.10 5.10 ~ 5.10	81.2 81.2	13・11・4 81.2
168	中部第559号線	二條町二丁目54番47地先から 二條町二丁目54番35地先まで	前 後	5.60 ~ 5.00 5.50 ~ 5.50	58.0 58.0	13・11・2 58.0
169	中部第601号線	芝辻町一丁目77番90地先から 芝辻町一丁目77番8地先まで	前 後	4.30 ~ 4.10 4.30 ~ 4.10	16.1 4.4	13・20・2 4.4
170	中部第605号線	芝辻町三丁目72番地先から 芝辻町一丁目77番10地先まで	前 後	8.90 ~ 4.40 16.30 ~ 5.60	73.8 73.8	13・20・1-2 73.8
171	中部第605号線	芝辻町三丁目49番17地先から 芝辻町一丁目77番87地先まで	前 後	15.30 ~ 11.30 15.80 ~ 11.30	35.9 35.9	13・20・2 35.9
172	中部第607号線	芝辻町一丁目77番10地先から 芝辻町一丁目126番1地先まで	前 後	4.20 ~ 3.20 4.20 ~ 3.70	26.6 16.1	13・20・2 16.1
173	中部第610号線	芝辻町一丁目80番1地先から 芝辻町一丁目82番1地先まで	前 後	3.40 ~ 3.10 3.40 ~ 3.10	37.0 24.6	13・20・4 24.6
174	中部第630号線	大宮町一丁目502番地先から 大宮町一丁目45番地先まで	前 後	4.70 ~ 4.50 7.70 ~ 4.60	64.9 64.9	13・25・2 64.9
175	中部第647号線	大宮町四丁目250番4地先から 三條添川町131番1地先まで	前 後	10.80 ~ 10.20 12.10 ~ 12.00	112.9 73.7	13・24・2 73.7
176	中部第657号線	三條添川町211番5地先から 三條大宮町375番4地先まで	前 後	10.70 ~ 10.70 10.70 ~ 10.70	68.5 40.8	13・24・4 40.8
177	中部第658号線	三條添川町202番1地先から 三條添川町199番1地先まで	前 後	9.60 ~ 9.60 9.60 ~ 9.60	13.1 6.5	13・24・4 6.5
178	中部第661号線	大宮町四丁目268番1地先から 大宮町四丁目331番1地先まで	前 後	9.20 ~ 9.00 9.00 ~ 8.90	67.9 56.8	13・24・1 56.8
179	中部第664号線	三條添川町131番1地先から 三條添川町132番1地先まで	前 後	4.20 ~ 4.20 4.20 ~ 4.20	28.8 27.3	13・24・2 27.3
180	中部第666号線	三條松町379番1地先から 三條松町204番4地先まで	前 後	5.70 ~ 5.20 5.70 ~ 5.20	20.0 8.3	13・24・4 8.3

整理 番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
181	中部第666号線	恋の窪一丁目586番3地先から 恋の窪一丁目595番1地先まで	前 後	11.40 ~ 10.10 12.10 ~ 10.10	32.0 32.0	20・4・1 32.0
182	中部第670号線	三條栄町149番4地先から 三條栄町150番1地先まで	前 後	8.50 ~ 8.20 9.40 ~ 9.40	7.4 2.2	13・24・1 2.2
183	中部第675号線	三條川西町420番5地先から 三條川西町420番5地先まで	前 後	5.60 ~ 4.90 5.60 ~ 5.60	18.2 11.0	13・24・1 11.0
184	中部第676号線	大宮町七丁目360番3地先から 大宮町七丁目360番3地先まで	前 後	5.80 ~ 3.40 5.80 ~ 4.40	14.6 3.8	13・24・1 3.8
185	中部第677号線	三條川西町421番3地先から 三條大路一丁目713番1地先まで	前 後	12.60 ~ 12.60 12.60 ~ 12.60	62.6 55.6	13・24・1 55.6
186	中部第686号線	西大寺新田町535番2地先から 西大寺新田町538番1地先まで	前 後	3.90 ~ 2.70 4.00 ~ 3.30	17.8 17.8	12・15・1 17.8
187	中部第735号線	菅原町16番1地先から 菅原町16番3地先まで	前 後	10.00 ~ 5.00 8.80 ~ 5.00	129.2 108.5	13・16・3 108.5
188	中部第736号線	宝来町932番5地先から 宝来四丁目908番1地先まで	前 後	9.00 ~ 3.00 14.60 ~ 3.00	124.8 130.8	12・20・3 130.8
189	中部第750号線	菅原町16番4地先から 菅原町16番3地先まで	前 後	7.00 ~ 6.90 7.00 ~ 6.90	10.4 13.3	13・16・3 13.3
190	中部第751号線	宝来四丁目1016番1地先から 宝来四丁目1014番1地先まで	前 後	3.00 ~ 2.00 3.00 ~ 2.00	7.6 6.1	12・20・3 6.1
191	中部第751号線	宝来四丁目915番地先から 宝来四丁目722番1地先まで	前 後	5.80 ~ 4.00 5.80 ~ 4.00	73.2 73.2	12・25・1 73.2
192	中部第760号線	宝来四丁目766番3地先から 平松一丁目765番2地先まで	前 後	5.40 ~ 3.60 5.10 ~ 3.40	101.7 101.7	12・25・1-3 101.7
193	中部第791号線	平松一丁目97番3地先から 平松三丁目221番1地先まで	前 後	5.90 ~ 4.00 5.90 ~ 5.70	59.8 59.8	19・5・2 59.8
194	中部第818号線	五条畑一丁目1118番1地先から 五条畑一丁目1171番27地先まで	前 後	5.70 ~ 5.30 6.50 ~ 5.60	104.3 104.3	12・24・4 19・4・2
195	中部第818号線	平松五丁目587番18地先から 五条畑一丁目605番8地先まで	前 後	9.00 ~ 6.30 9.00 ~ 6.30	75.4 75.4	19・5・1 75.4
196	中部第830号線	宝来四丁目570番1地先から 宝来五丁目269番1地先まで	前 後	6.00 ~ 5.00 6.00 ~ 5.00	66.0 66.0	12・25・1 66.0
197	中部第838号線	宝来四丁目976番1地先から 宝来町980番1地先まで	前 後	9.40 ~ 2.70 9.40 ~ 3.00	114.7 100.7	12・20・3 100.7
198	中部第930号線	あやめ池南六丁目1135番8地先から あやめ池南一丁目1119番10地先まで	前 後	13.10 ~ 8.50 13.10 ~ 9.50	29.1 29.1	12・8・4 29.1

整理 番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
199	中部第1291号線	大宮町四丁目334番1地先から 大宮町四丁目334番1地先まで	前 後	8.30 ~ 7.20	4.7	13・24・1 5.2
200	中部第1351号線	四條大路一丁目736番2地先から 四條大路一丁目738番2地先まで	前 後	5.60 ~ 5.30	23.3	13・23・2 13.2
201	中部第1365号線	中山町1745番3地先から 中山町1755番11地先まで	前 後	5.70 ~ 5.40	14.7	5・20・4 10.6
202	中部第1377号線	六条西五丁目553番1地先から 石木町563番8地先まで	前 後	5.70 ~ 6.20	25.6	19・14・1 25.6
203	西部第61号線	東登美ヶ丘六丁目2020番12地先から 東登美ヶ丘六丁目2020番690地先まで	前 後	13.20 ~ 12.50	19.1	5・9・3 18.2
204	西部第68号線	東登美ヶ丘一丁目2269番98地先から 東登美ヶ丘一丁目2269番128地先まで	前 後	5.80 ~ 5.70	172.5	5・13・4 172.5
205	西部第102号線	登美ヶ丘六丁目931番53地先から 登美ヶ丘六丁目927番4地先まで	前 後	4.80 ~ 4.70	32.6	5・18・1 32.6
206	西部第317号線	学園朝日町637番20地先から 学園朝日町637番22地先まで	前 後	10.80 ~ 6.10	147.5	12・2・4 147.5
207	西部第323号線	学園北二丁目1017番102地先から 学園北二丁目1017番88地先まで	前 後	6.10 ~ 6.00	85.7	12・7・2 85.7
208	西部第341号線	学園南一丁目963番268地先から 学園南一丁目963番73地先まで	前 後	4.10 ~ 4.00	93.1	12・8・3 93.1
209	西部第444号線	百楽園一丁目2992番3地先から 百楽園一丁目2991番2地先まで	前 後	5.00 ~ 3.00	36.5	12・7・1 36.5
210	西部第530号線	二名三丁目4670番12地先から 二名三丁目1026番4地先まで	前 後	9.40 ~ 5.00	131.8	4・25・3-4 131.8
211	西部第531号線	二名三丁目970番地先から 三松四丁目1005番1地先まで	前 後	3.40 ~ 1.30	48.8	11・5・1-2 37.2
212	西部第532号線	三松一丁目816番地先から 三松三丁目822番地先まで	前 後	5.80 ~ 3.20	14.1	11・5・3 14.1
213	西部第533号線	二名平野二丁目2201番1地先から 二名平野二丁目2205番3地先まで	前 後	6.50 ~ 3.70	46.3	4・25・4 46.3
214	西部第533号線	二名平野二丁目2161番2地先から 二名平野二丁目2097番地先まで	前 後	7.00 ~ 6.50	11.4	4・25・4 11.4
215	西部第534号線	二名平野二丁目2097番地先から 二名平野二丁目2177番地先まで	前 後	3.30 ~ 2.20	72.0	4・25・2 72.0
216	西部第573号線	富雄北二丁目489番地先から 富雄北二丁目377番3地先まで	前 後	6.00 ~ 4.50	36.0	12・6・3 36.0
217	西部第633号線	千代ヶ丘三丁目7番8地先から 千代ヶ丘三丁目7番49地先まで	前 後	5.60 ~ 3.50	38.3	12・22・2 38.3
218	西部第636号線	中町2594番地先から 中町2583番1地先まで	前 後	3.70 ~ 3.50	31.7	12・21・4 31.7
219	西部第682号線	五条西一丁目5236番4地先から 六条西一丁目1201番28地先まで	前 後	9.30 ~ 7.50	107.4	19・4・4 107.4
220	西部第688号線	石木町118番2地先から 石木町165番3地先まで	前 後	4.60 ~ 4.00	30.0	19・8・2-4 30.0
221	西部第711号線	大和田町244番地先から 大和田町638番地先まで	前 後	5.00 ~ 4.00	41.7	19・18・2-4 41.7
222	西部第718号線	大和田町420番1地先から 大和田町1029番地先まで	前 後	10.70 ~ 3.00	151.2	19・13・3 151.2
223	西部第721号線	大和田町2221番1地先から 大和田町1868番地先まで	前 後	7.30 ~ 2.10	203.2	19・6・4-7・3 205.2
224	西部第792号線	三雄六丁目1101番地先から 三雄六丁目1106番地先まで	前 後	3.70 ~ 2.40	71.2	12・16・3 70.3
225	西部第893号線	富雄元町三丁目2057番1地先まで 富雄元町三丁目2002番2地先まで	前 後	5.20 ~ 3.70	38.6	11・15・2 38.6
226	西部第899号線	鳥見町三丁目6番2地先から 鳥見町三丁目2002番2地先まで	前 後	6.00 ~ 4.90	150.6	11・15・1 150.6
227	西部第934号線	三松三丁目696番地先から 三松一丁目666番地先まで	前 後	5.10 ~ 4.60	90.5	11・5・3 90.5
228	西部第934号線	三松一丁目744番11地先から 三松一丁目732番2地先まで	前 後	4.50 ~ 3.90	50.0	11・10・2 50.0
229	西部第1014号線	三松四丁目971番1地先から 二名三丁目972番3地先まで	前 後	7.80 ~ 7.80	35.9	11・5・1-2 17.5
230	西部第1246号線	三雄五丁目1791番40地先から 三雄五丁目1767番1地先まで	前 後	6.20 ~ 4.30	55.3	12・16・3 55.3
231	尾山中央線	月ヶ瀬尾山232番地先から 月ヶ瀬尾山226番地先まで	前 後	3.90 ~ 3.30	73.1	3・25 73.1
232	尾山西浦線	月ヶ瀬尾山225番1地先から 月ヶ瀬尾山209番1地先まで	前 後	4.50 ~ 3.30	72.4	3・25 72.4
233	嵩前線	月ヶ瀬嵩244番地先から 月ヶ瀬嵩242番地先まで	前 後	5.20 ~ 2.50	50.2	6・4 50.2
234	桃香野中央線	月ヶ瀬桃香野5040番1地先から 月ヶ瀬桃香野4737番4地先まで	前 後	6.00 ~ 3.00	46.3	3・22 46.3

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
235	桃香野横道線	月ヶ瀬桃香野1180番地先から 月ヶ瀬桃香野4448番地先まで	前	3.60 ~ 2.80	47.5	3・21・22
			後	3.70 ~ 3.30	47.5	
236	桃香野滝谷線	月ヶ瀬桃香野3325番地先から 月ヶ瀬桃香野3327番地先まで	後	4.10 ~ 3.40	41.3	6・12
			前	4.10 ~ 3.40	41.3	
237	桃香野アヤマ線	月ヶ瀬桃香野3740番地先から 月ヶ瀬桃香野3799番3地先まで	前	4.20 ~ 3.00	71.7	6・8
			後	4.20 ~ 3.00	71.7	
238	杣の川線	狹町1598番1地先から 狹町1624番地先まで	前	19.40 ~ 5.00	319.4	B・43
			後	18.30 ~ 6.20	319.4	
239	新徳線	針町3977番5地先から 針町3970番地先まで	前	6.90 ~ 6.30	24.4	R・13
			後	7.40 ~ 6.30	24.4	
240	新徳線	都祁友田町1582番4地先から 都祁友田町1225番地先まで	前	7.50 ~ 6.50	52.3	R・23
			後	7.00 ~ 6.50	52.3	
241	のぼりを線	針ヶ別所町389番1地先から 針ヶ別所町382番3地先まで	前	15.00 ~ 3.60	198.7	K・21
			後	23.00 ~ 6.00	198.7	
242	針・北白石1号線	都祁白石町1254番地先から 都祁白石町1010番地先まで	前	6.00 ~ 4.70	36.4	S・22
			後	6.00 ~ 4.70	36.4	

(平成24年 3 月22日揭示済)

奈良市告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、平成24年 3 月22日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成24年 3 月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	鶴舞東町3172番4地先から 鶴舞西町3142番18地先まで	17.50 ～ 16.00	604.4	
2	九 条 線	北之庄西町一丁目7番5地先から 西九条町四丁目2番11地先まで	17.20 ～ 15.20	150.2	
3	九 条 線	西九条町四丁目2番11地先から 西九条町五丁目5番4地先まで	25.00 ～ 16.10	584.2	
4	二名学園前線	鶴舞西町3196番1地先から 学園北一丁目3142番14地先まで	13.00 ～ 6.20	321.9	
5	六条石木線	石木町515番2地先から 六条西五丁目537番1地先まで	10.60 ～ 7.10	118.1	
6	山陵平城線	山陵町1442番1地先から 山陵町1130番8地先まで	4.20 ～ 3.70	45.7	
7	北之庄八島線	南永井町乙31番5地先から 南永井町113番1地先まで	9.10 ～ 6.50	55.2	
8	南永井池田線	南永井町75番2地先から 南永井町58番4地先まで	10.50 ～ 5.70	49.8	
9	丹生北野山線	丹生町1192番1地先から 北野山町985番地先まで	6.70 ～ 5.10	74.3	
10	水間別所線	別所町201番1地先から 別所町761番地先まで	14.50 ～ 6.30	270.8	
11	杣ノ川山添線	杣ノ川町527番1地先から 杣ノ川町527番1地先まで	7.50 ～ 5.80	46.8	
12	東部第56号線	平清水町518番地先から 平清水町927番地先まで	4.00 ～ 3.50	21.1	
13	東部第58号線	生疏里町141番地先から 生疏里町149番地先まで	5.20 ～ 3.20	77.8	
14	東部第71号線	生疏里町132番地先から 生疏里町160番地先まで	5.00 ～ 3.90	104.4	
15	東部第86号線	法用町129番地先から 法用町927番地先まで	5.10 ～ 3.60	50.3	
16	東部第86号線	法用町273番地先から 法用町683番地先まで	12.00 ～ 5.40	98.6	
17	東部第93号線	法用町421番地先から 法用町284番地先まで	8.00 ～ 2.30	93.5	
18	東部第104号線	下狹川町1637番地先から 下狹川町1609番地先まで	4.80 ～ 4.00	32.1	
19	東部第105号線	下狹川町1611番1地先から 下狹川町2032番地先まで	9.60 ～ 3.50	86.2	
20	東部第145号線	誓多林町1394番地先から 誓多林町1470番1地先まで	12.00 ～ 3.00	637.9	
21	東部第152号線	忍辱山町986番地先から 忍辱山町1003番1地先まで	5.60 ～ 3.30	77.2	
22	東部第170号線	阪原町3463番地先から 阪原町1902番1地先まで	3.70 ～ 3.00	65.7	
23	東部第185号線	邑地町3341番地先から 邑地町1398番地先まで	4.50 ～ 2.30	32.8	
24	東部第193号線	丹生町1111番3地先から 丹生町1112番4地先まで	8.80 ～ 6.80	54.2	
25	東部第212号線	柳生町128番2地先から 柳生町140番地先まで	4.50 ～ 2.60	39.8	
26	東部第212号線	柳生町180番地先から 柳生町196番地先まで	4.30 ～ 2.20	116.7	
27	東部第230号線	沓掛町330番5地先から 沓掛町356番1地先まで	6.00 ～ 5.50	69.0	
28	東部第231号線	沓掛町148番1地先から 沓掛町810番地先まで	10.00 ～ 2.40	327.8	
29	東部第232号線	水間町943番地先から 水間町942番2地先まで	18.50 ～ 4.00	51.5	
30	東部第240号線	水間町3292番地先から 水間町2738番地先まで	7.00 ～ 4.00	48.5	
31	東部第240号線	水間町2740番1地先から 水間町3250番地先まで	6.00 ～ 2.80	134.7	
32	東部第241号線	水間町3231番1地先から 水間町2761番1地先まで	5.30 ～ 2.20	57.8	
33	東部第249号線	大野町435番1地先から 大野町436番2地先まで	6.20 ～ 6.20	35.2	
34	東部第250号線	大野町363番1地先から 大野町720番地先まで	8.50 ～ 1.80	196.1	
35	東部第261号線	長谷町770番2地先から 長谷町737番4地先まで	6.30 ～ 4.50	31.3	
36	東部第261号線	長谷町776番3地先から 長谷町771番1地先まで	5.40 ～ 2.40	74.8	

整理 番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
37	東部第262号線	長谷町1717番地先から 長谷町1596番地先まで	3.30 ~ 2.30	86.1	
38	東部第263号線	長谷町1039番地先から 長谷町1042番地先まで	7.80 ~ 6.00	69.0	
39	東部第263号線	長谷町1119番地先から 長谷町1131番地先まで	2.80 ~ 2.20	41.8	
40	東部第264号線	長谷町500番1地先から 長谷町529番1地先まで	14.50 ~ 4.00	179.5	
41	東部第264号線	長谷町1263番地先から 長谷町1741番地先まで	6.00 ~ 3.90	23.0	
42	東部第266号線	若荷町387番2地先から 若荷町1025番地先まで	6.50 ~ 3.00	186.9	
43	東部第292号線	和田町628番2地先から 和田町598番1地先まで	6.00 ~ 4.10	63.9	
44	東部第292号線	和田町1065番地先から 和田町1009番地先まで	8.00 ~ 4.00	119.0	
45	東部第294号線	和田町96番地先から 和田町1007番地先まで	4.30 ~ 2.80	44.9	
46	東部第295号線	和田町122番1地先から 和田町1008番地先まで	5.00 ~ 2.10	44.5	
47	東部第301号線	菩提山町157番地先から 菩提山町158番地先まで	3.90 ~ 3.20	26.8	
48	東部第326号線	中畑町1269番地先から 中畑町93番1地先まで	8.00 ~ 5.50	46.2	
49	東部第333号線	米谷町1621番地先から 米谷町854番2地先まで	8.00 ~ 2.00	61.0	
50	東部第338号線	南樺尾町35番1地先から 南樺尾町34番1地先まで	10.00 ~ 8.00	18.5	
51	東部第347号線	高樋町1275番2地先から 高樋町1314番地先まで	3.00 ~ 1.10	231.2	
52	南部第14号線	柏木町158番11地先から 柏木町157番7地先まで	8.00 ~ 4.10	105.1	
53	南部第22号線	大安寺町533番地先から 大安寺町521番3地先まで	6.70 ~ 6.10	80.4	
54	南部第86号線	東九条町1288番1地先から 東九条町1278番1地先まで	7.20 ~ 5.10	77.8	
55	南部第123号線	東九条町1001番1地先から 東九条町1212番地先まで	4.00 ~ 3.00	146.2	
56	南部第128号線	東九条町1101番4地先から 東九条町1014番117地先まで	6.70 ~ 5.20	73.4	
57	南部第167号線	右町309番1地先から 右町403番2地先まで	7.00 ~ 3.90	53.1	
58	南部第186号線	神殿町528番地先から 神殿町2番3地先まで	4.70 ~ 3.50	55.7	
59	南部第187号線	神殿町146番6地先から 神殿町98番2地先まで	5.20 ~ 3.70	48.6	
60	南部第189号線	神殿町484番地先から 神殿町522番地先まで	4.00 ~ 3.20	40.2	
61	南部第208号線	北永井町485番1地先から 北永井町486番5地先まで	8.30 ~ 3.40	38.0	
62	南部第210号線	北永井町477番3地先から 北永井町487番地先まで	8.50 ~ 2.90	62.1	
63	南部第282号線	古市町486番1地先から 古市町510番地先まで	4.00 ~ 2.70	94.2	
64	南部第285号線	横井三丁目179番1地先から 横井三丁目114番1地先まで	4.40 ~ 2.50	27.9	
65	南部第329号線	鹿野園町786番1地先から 鹿野園町614番5地先まで	3.70 ~ 3.20	38.2	
66	南部第335号線	鹿野園町399番地先から 鹿野園町182番1地先まで	4.00 ~ 2.50	121.3	
67	南部第353号線	八島町156番1地先から 八島町199番1地先まで	6.40 ~ 6.20	80.3	
68	南部第356号線	藤原町588番2地先から 藤原町583番地先まで	3.70 ~ 1.90	79.1	
69	南部第358号線	藤原町308番1地先から 藤原町291番1地先まで	3.90 ~ 3.00	5.7	
70	南部第380号線	藤原町135番地先から 藤原町132番地先まで	2.80 ~ 1.80	40.4	
71	南部第381号線	藤原町153番6地先から 藤原町205番地先まで	5.60 ~ 1.50	85.5	
72	南部第400号線	横井三丁目116番2地先から 横井三丁目179番1地先まで	4.60 ~ 3.30	5.8	

整理 番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
91	北部第265号線	紀寺町687番3地先から 紀寺町682番1地先まで	5.30 ~ 5.20	24.1	
92	北部第273号線	杉ヶ町43番4地先から 杉ヶ町44番3地先まで	5.30 ~ 5.10	19.2	
93	北部第287号線	西木辻町17番地先から 西木辻町109番1地先まで	9.40 ~ 5.70	71.2	
94	北部第316号線	南附塚町46番5地先から 南附塚町254番地先まで	5.80 ~ 5.30	21.1	
95	北部第317号線	南附塚町99番1地先から 南附塚町65番1地先まで	6.00 ~ 4.70	13.0	
96	北部第323号線	南京終町689番2地先から 南京終町693番1地先まで	3.20 ~ 3.20	17.6	
97	北部第324号線	南京終町693番3地先から 南京終町693番5地先まで	6.70 ~ 3.60	110.5	
98	北部第342号線	南京終町四丁目368番1地先から 南京終町四丁目370番1地先まで	8.70 ~ 6.70	51.6	
99	北部第377号線	西寺林町27番1地先から 西寺林町5番地先まで	4.00 ~ 3.50	44.3	
100	北部第389号線	北向町12番4地先から 北向町18番地先まで	4.00 ~ 1.80	60.1	
101	北部第419号線	法蓮町1283番5地先から 法蓮町1702番32地先まで	6.40 ~ 1.50	55.4	
102	北部第437号線	法蓮町1514番128地先から 法蓮町1514番39地先まで	7.10 ~ 5.80	145.3	
103	北部第437号線	法蓮町1514番107地先から 川上町492番10地先まで	9.00 ~ 1.50	142.9	
104	北部第451号線	法蓮町1073番3地先から 法蓮町1073番1地先まで	9.80 ~ 7.50	24.3	
105	北部第477号線	法蓮町48番1地先から 法蓮町48番4地先まで	6.60 ~ 3.30	17.2	
106	北部第492号線	法蓮町399番1地先から 法蓮町367番4地先まで	5.80 ~ 5.00	65.6	
107	北部第500号線	大宮町七丁目690番1地先から 三条大路一丁目697番1地先まで	18.00 ~ 18.00	75.5	
108	北部第528号線	法華寺町1081番地先から 法華寺町1065番1地先まで	4.30 ~ 4.20	20.3	

整理 番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
73	南部第404号線	横井一丁目108番地先から 横井一丁目105番3地先まで	4.50 ~ 4.30	48.3	
74	南部第461号線	山町608番1地先から 山町660番1地先まで	5.50 ~ 2.20	37.1	
75	南部第530号線	今市町231番1地先から 今市町229番1地先まで	4.80 ~ 2.30	57.6	
76	南部第535号線	今市町364番地先から 今市町360番3地先まで	7.00 ~ 2.20	103.3	
77	南部第535号線	今市町285番1地先から 今市町346番10地先まで	7.70 ~ 3.50	92.2	
78	南部第536号線	今市町334番4地先から 今市町328番地先まで	1.20 ~ 1.00	45.3	
79	北部第5号線	奈良阪町1672番6地先から 法華寺町1847番地先まで	4.40 ~ 3.00	56.0	
80	北部第8号線	奈良阪町2069番地先から 法蓮町1592番1地先まで	3.70 ~ 3.30	20.6	
81	北部第8号線	奈良阪町2670番地先から 奈良阪町2764番地先まで	3.90 ~ 3.20	32.7	
82	北部第99号線	今在家町49番1地先から 今在家町47番1地先まで	3.60 ~ 2.40	36.9	
83	北部第135号線	奈良阪町1906番2地先から 奈良阪町1863番6地先まで	6.30 ~ 3.00	37.6	
84	北部第137号線	奈良阪町1908番3地先から 奈良阪町1865番地先まで	4.10 ~ 2.60	40.3	
85	北部第152号線	奈良阪町1203番4地先から 奈良阪町1187番1地先まで	10.20 ~ 4.70	192.4	
86	北部第181号線	高畑町612番1地先から 高畑町579番2地先まで	5.90 ~ 5.10	23.5	
87	北部第197号線	高畑町445番4地先から 高畑町406番地先まで	4.30 ~ 3.30	33.8	
88	北部第200号線	高畑町383番3地先から 高畑町380番1地先まで	2.90 ~ 1.90	43.3	
89	北部第206号線	白毫寺町75番5地先から 白毫寺町68番19地先まで	4.10 ~ 2.20	47.2	
90	北部第236号線	高畑町21番3地先から 高畑町40番1地先まで	3.80 ~ 2.80	29.4	

整理 番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
109	北部第558号線	南附塚町50番地先から 南附塚町208番13地先まで	5.90 ~ 5.80	46.0	
110	中部第 8号線	三条添川町208番1地先から 三条添川町205番1地先まで	4.20 ~ 4.10	13.9	
111	中部第 9号線	三条松町377番3地先から 三条松町379番1地先まで	6.70 ~ 6.70	11.5	
112	中部第14号線	六条二丁目1019番1地先から 六条二丁目1014番1地先まで	11.40 ~ 5.60	143.7	
113	中部第20号線	中登美ヶ丘三丁目15番6地先から 二名町4570番2地先まで	21.00 ~ 18.00	98.1	
114	中部第22号線	押熊町346番2地先から 押熊町342番地先まで	10.60 ~ 2.30	41.9	
115	中部第52号線	中山町1747番1地先から 中山町1761番1地先まで	9.40 ~ 4.00	235.0	
116	中部第60号線	佐紀町3212番2地先から 佐紀町3251番1地先まで	4.60 ~ 3.20	51.3	
117	中部第72号線	山陵町650番地先から 山陵町425番地先まで	3.30 ~ 2.50	51.2	
118	中部第90号線	山陵町222番1地先から 山陵町218番地先まで	4.10 ~ 1.70	56.5	
119	中部第97号線	秋篠三和町二丁目430番110地先から 秋篠町684番17地先まで	7.60 ~ 5.70	65.8	
120	中部第98号線	山陵町2090番地先から 山陵町479番地先まで	7.50 ~ 6.40	48.7	
121	中部第124号線	中山町40番4地先から 中山町105番1地先まで	6.60 ~ 6.00	21.3	
122	中部第184号線	法華寺町1807番地先から 法華寺町1805番1地先まで	8.10 ~ 3.30	90.9	
123	中部第191号線	佐紀町1214番13地先から 佐紀町1215番地先まで	3.00 ~ 2.80	67.0	
124	中部第195号線	佐紀町2270番3地先から 佐紀町2403番5地先まで	8.00 ~ 2.80	74.4	
125	中部第209号線	法華寺町1805番1地先から 法華寺町1082番1地先まで	6.00 ~ 4.40	42.8	
126	中部第225号線	佐紀町2826番2地先から 佐紀町2717番5地先まで	3.10 ~ 2.50	17.9	
整理 番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
127	中部第254号線	二条大路南四丁目100番12地先から 二条大路南三丁目194番4地先まで	5.00 ~ 4.10	14.6	
128	中部第258号線	三条大路五丁目233番3地先から 三条大路五丁目211番4地先まで	5.10 ~ 5.10	2.8	
129	中部第259号線	三条大路五丁目208番1地先から 三条大路五丁目205番地先まで	1.10 ~ 1.00	45.7	
130	中部第260号線	三条大路四丁目479番3地先から 三条大路五丁目470番1地先まで	2.90 ~ 2.80	44.0	
131	中部第261号線	三条大路四丁目134番2地先から 三条大路四丁目479番1地先まで	7.80 ~ 7.70	102.0	
132	中部第262号線	三条大路三丁目455番4地先から 三条大路四丁目100番27地先まで	3.80 ~ 3.70	26.1	
133	中部第264号線	三条大路二丁目528番3地先から 三条大路三丁目932番2地先まで	11.20 ~ 6.00	197.0	
134	中部第265号線	三条大路一丁目638番1地先から 三条大路一丁目609番2地先まで	6.00 ~ 5.50	68.7	
135	中部第270号線	四条大路一丁目704番3地先から 四条大路一丁目722番4地先まで	9.50 ~ 8.60	41.6	
136	中部第284号線	四条大路二丁目828番12地先から 四条大路二丁目831番1地先まで	2.70 ~ 2.70	46.5	
137	中部第288号線	四条大路三丁目933番1地先から 四条大路三丁目941番2地先まで	3.10 ~ 3.00	8.7	
138	中部第292号線	四条大路三丁目98番5地先から 四条大路四丁目77番1地先まで	7.20 ~ 3.50	39.1	
139	中部第296号線	四条大路四丁目431番1地先から 四条大路五丁目429番2地先まで	2.50 ~ 2.50	6.9	
140	中部第300号線	四条大路五丁目1034番1地先から 南新町197番2地先まで	3.50 ~ 2.90	68.3	
141	中部第331号線	七条東町232番地先から 七条東町259番地先まで	2.60 ~ 2.60	19.2	
142	中部第338号線	七条一丁目237番1地先から 七条一丁目504番1地先まで	6.60 ~ 6.50	21.7	
143	中部第371号線	六条二丁目1120番地先から 六条二丁目1126番5地先まで	6.00 ~ 3.80	133.6	
144	中部第387号線	七条西町一丁目630番1地先から 七条西町一丁目627番190地先まで	12.80 ~ 5.10	95.9	

整理 番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
145	中部第462号線	六条一丁目826番1地先から 六条一丁目889番2地先まで	4.20 ~ 3.80	36.1	
146	中部第465号線	六条一丁目645番地先から 六条一丁目671番地先まで	2.20 ~ 1.60	48.4	
147	中部第484号線	西ノ京町213番地先から 五条町548番地先まで	3.20 ~ 2.50	21.7	
148	中部第485号線	五条町394番4地先から 五条町406番地先まで	9.10 ~ 4.40	103.4	
149	中部第485号線	五条町350番3地先から 西ノ京町213番1地先まで	5.00 ~ 4.00	20.3	
150	中部第486号線	五条町403番1地先から 五条町362番地先まで	3.80 ~ 2.10	67.4	
151	中部第486号線	五条町398番1地先から 五条町394番4地先まで	3.80 ~ 2.20	11.8	
152	中部第487号線	五条町362番地先から 五条町361番地先まで	3.40 ~ 2.50	19.0	
153	中部第489号線	西ノ京町457番2地先から 西ノ京町210番地先まで	4.00 ~ 2.80	34.7	
154	中部第510号線	五条一丁目451番27地先から 五条一丁目451番20地先まで	5.30 ~ 4.90	75.9	
155	中部第528号線	尼辻中町347番1地先から 尼辻中町346番1地先まで	2.30 ~ 2.30	14.7	
156	中部第529号線	尼辻中町351番3地先から 尼辻中町350番1地先まで	3.20 ~ 3.00	7.8	
157	中部第530号線	尼辻北町333番3地先から 尼辻中町369番1地先まで	4.90 ~ 2.90	126.4	
158	中部第531号線	三条大路五丁目162番1地先から 三条大路五丁目160番1地先まで	4.80 ~ 3.40	601.3	
159	中部第532号線	三条大路五丁目162番1地先から 三条大路五丁目170番24地先まで	3.20 ~ 3.20	1.8	
160	中部第533号線	三条大路五丁目175番1地先から 三条大路五丁目189番1地先まで	1.40 ~ 1.40	10.6	
161	中部第534号線	三条大路五丁目185番4地先から 三条大路五丁目263番1地先まで	3.60 ~ 3.60	1.6	
162	中部第535号線	三条大路五丁目263番10地先から 三条大路五丁目271番地先まで	2.40 ~ 2.30	49.0	
整理 番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
163	中部第536号線	三条大路五丁目253番1地先から 三条大路五丁目255番1地先まで	2.60 ~ 2.50	2.3	
164	中部第546号線	二条大路南五丁目384番1地先から 二条大路南五丁目385番1地先まで	3.80 ~ 3.80	4.9	
165	中部第547号線	二条大路南五丁目386番1地先から 二条大路南五丁目392番2地先まで	2.60 ~ 2.30	18.7	
166	中部第555号線	二条町三丁目90番89地先から 二条町三丁目90番6地先まで	6.30 ~ 6.30	78.4	
167	中部第557号線	二条町三丁目90番89地先から 二条町三丁目90番69地先まで	5.10 ~ 5.10	81.2	
168	中部第559号線	二条町二丁目54番47地先から 二条町二丁目54番35地先まで	5.50 ~ 5.50	58.0	
169	中部第601号線	芝辻町一丁目77番90地先から 芝辻町一丁目77番8地先まで	4.30 ~ 4.10	4.4	
170	中部第605号線	芝辻町三丁目72番地先から 芝辻町一丁目77番10地先まで	16.30 ~ 5.60	73.8	
171	中部第605号線	芝辻町三丁目49番17地先から 芝辻町一丁目77番87地先まで	15.80 ~ 11.30	35.9	
172	中部第607号線	芝辻町一丁目77番10地先から 芝辻町一丁目126番1地先まで	4.20 ~ 3.70	16.1	
173	中部第610号線	芝辻町一丁目80番1地先から 芝辻町一丁目82番1地先まで	3.40 ~ 3.10	24.6	
174	中部第630号線	大宮町一丁目502番地先から 大宮町一丁目45番地先まで	7.70 ~ 4.60	64.9	
175	中部第647号線	大宮町四丁目250番4地先から 三条添川町131番1地先まで	12.10 ~ 12.00	73.7	
176	中部第657号線	三条添川町211番5地先から 三条大路五丁目375番4地先まで	10.70 ~ 10.70	40.8	
177	中部第658号線	三条添川町202番1地先から 三条添川町199番1地先まで	9.60 ~ 9.60	6.5	
178	中部第661号線	大宮町四丁目268番1地先から 大宮町四丁目331番1地先まで	9.00 ~ 8.90	56.8	
179	中部第664号線	三条添川町131番1地先から 三条添川町132番1地先まで	4.20 ~ 4.20	27.3	
180	中部第666号線	三条松町379番1地先から 三条栄町204番4地先まで	5.70 ~ 5.20	8.3	

整理 番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
181	中部第666号線	恋の窪一丁目596番3地先から 恋の窪一丁目595番1地先まで	12.10 ~ 10.10	32.0	
182	中部第670号線	三条栄町149番4地先から 三条栄町150番1地先まで	9.40 ~ 9.40	2.2	
183	中部第675号線	三条川西町420番5地先から 三条川西町420番5地先まで	5.60 ~ 5.60	11.0	
184	中部第676号線	大宮町七丁目360番3地先から 大宮町七丁目360番3地先まで	5.80 ~ 4.40	3.8	
185	中部第677号線	三条川西町421番3地先から 三条大路一丁目713番1地先まで	12.60 ~ 12.60	55.6	
186	中部第686号線	西大寺新田町535番2地先から 西大寺新田町538番1地先まで	4.00 ~ 3.30	17.8	
187	中部第735号線	菅原町16番1地先から 菅原町16番3地先まで	8.80 ~ 5.00	108.5	
188	中部第736号線	宝来町932番5地先から 宝来四丁目908番1地先まで	14.60 ~ 3.00	130.8	
189	中部第750号線	菅原町16番4地先から 菅原町16番3地先まで	7.00 ~ 6.90	13.3	
190	中部第751号線	宝来四丁目1018番1地先から 宝来四丁目1014番1地先まで	3.00 ~ 2.00	6.1	
191	中部第751号線	宝来四丁目915番地先から 宝来四丁目722番1地先まで	5.80 ~ 4.00	73.2	
192	中部第760号線	宝来四丁目766番3地先から 平松一丁目765番2地先まで	5.10 ~ 3.40	101.7	
193	中部第791号線	平松一丁目97番3地先から 平松三丁目221番1地先まで	5.90 ~ 5.70	59.8	
194	中部第818号線	五条畑一丁目1118番1地先から 五条畑一丁目1171番27地先まで	6.50 ~ 5.60	104.3	
195	中部第818号線	平松五丁目587番18地先から 五条畑一丁目605番8地先まで	9.00 ~ 6.30	75.4	
196	中部第830号線	宝来四丁目570番1地先から 宝来五丁目269番1地先まで	6.00 ~ 5.00	66.0	
197	中部第838号線	宝来四丁目976番1地先から 宝来町980番1地先まで	9.40 ~ 3.00	100.7	
198	中部第930号線	あやめ池南六丁目1135番8地先から あやめ池南一丁目1119番10地先まで	13.10 ~ 9.50	29.1	
整理 番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
199	中部第1291号線	大宮町四丁目334番1地先から 大宮町四丁目334番1地先まで	8.30 ~ 7.20	5.2	
200	中部第1351号線	四条大路一丁目738番2地先から 四条大路一丁目738番2地先まで	5.40 ~ 5.30	13.2	
201	中部第1365号線	中山町1745番3地先から 中山町1755番11地先まで	5.70 ~ 5.40	10.6	
202	中部第1377号線	六条西五丁目553番1地先から 石木町563番8地先まで	8.00 ~ 6.20	25.6	
203	西部第61号線	東登美ヶ丘六丁目2020番121地先から 東登美ヶ丘六丁目2020番690地先まで	12.90 ~ 7.60	18.2	
204	西部第68号線	東登美ヶ丘一丁目2269番98地先から 東登美ヶ丘一丁目2269番128地先まで	6.10 ~ 5.70	172.5	
205	西部第102号線	登美ヶ丘六丁目931番53地先から 登美ヶ丘六丁目927番4地先まで	4.80 ~ 4.70	32.6	
206	西部第317号線	学園朝日町637番20地先から 学園朝日町637番22地先まで	10.80 ~ 6.10	147.5	
207	西部第323号線	学園北二丁目1017番102地先から 学園北二丁目1017番88地先まで	8.90 ~ 5.90	85.7	
208	西部第341号線	学園南一丁目963番268地先から 学園南一丁目963番73地先まで	6.10 ~ 4.10	93.1	
209	西部第444号線	百楽園一丁目2992番3地先から 百楽園一丁目2991番2地先まで	5.20 ~ 3.00	36.5	
210	西部第530号線	二名三丁目4670番12地先から 二名三丁目1026番4地先まで	8.00 ~ 5.80	131.8	
211	西部第531号線	二名三丁目970番地先から 三松四丁目1005番1地先まで	7.80 ~ 4.20	37.2	
212	西部第532号線	三松一丁目816番地先から 三松三丁目822番地先まで	5.80 ~ 3.20	14.1	
213	西部第533号線	二名平野二丁目2201番1地先から 二名平野二丁目2205番3地先まで	6.50 ~ 3.60	46.3	
214	西部第533号線	二名平野二丁目2161番2地先から 二名平野二丁目2097番地先まで	7.40 ~ 7.00	11.4	
215	西部第534号線	二名平野二丁目2097番地先から 二名平野二丁目2177番地先まで	4.40 ~ 3.20	72.0	
216	西部第573号線	富雄北二丁目489番地先から 富雄北二丁目377番3地先まで	6.50 ~ 4.50	36.0	

整理 番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
217	西部第633号線	千代ヶ丘三丁目7番8地先から 千代ヶ丘三丁目7番49地先まで	5.60 ~ 4.00	38.3	
218	西部第636号線	中町2594番地先から 中町2583番1地先まで	8.50 ~ 3.50	31.7	
219	西部第682号線	五条西一丁目5236番4地先から 六条西一丁目1201番28地先まで	10.10 ~ 7.50	107.4	
220	西部第688号線	石木町118番2地先から 石木町165番3地先まで	4.60 ~ 4.00	30.0	
221	西部第711号線	大和田町244番地先から 大和田町638番地先まで	4.60 ~ 3.00	41.7	
222	西部第718号線	大和田町420番1地先から 大和田町1029番地先まで	10.70 ~ 3.00	151.2	
223	西部第721号線	大和田町2221番1地先から 大和田町1868番地先まで	8.70 ~ 3.10	205.2	
224	西部第792号線	三碓六丁目1101番地先から 三碓六丁目1106番地先まで	4.00 ~ 3.20	70.3	
225	西部第893号線	富雄元町三丁目1番2地先から 富雄元町三丁目2057番1地先まで	7.30 ~ 3.70	44.0	
226	西部第899号線	鳥見町三丁目6番2地先から 鳥見町三丁目2002番2地先まで	6.40 ~ 4.90	150.6	
227	西部第934号線	三松三丁目696番地先から 三松一丁目666番地先まで	6.90 ~ 4.60	90.5	
228	西部第934号線	三松一丁目744番11地先から 三松一丁目732番2地先まで	5.00 ~ 4.30	50.0	
229	西部第1014号線	三松四丁目971番1地先から 二名三丁目972番3地先まで	7.80 ~ 7.80	17.5	
230	西部第1246号線	三碓五丁目1791番40地先から 三碓五丁目1767番1地先まで	6.20 ~ 5.00	55.3	
231	尾山中央線	月ヶ瀬尾山232番地先から 月ヶ瀬尾山226番地先まで	7.50 ~ 3.30	73.1	
232	尾山西浦線	月ヶ瀬尾山225番1地先から 月ヶ瀬尾山209番1地先まで	8.50 ~ 3.30	72.4	
233	嵩前線	月ヶ瀬嵩244番地先から 月ヶ瀬嵩242番地先まで	5.20 ~ 2.80	50.2	
234	桃香野中央線	月ヶ瀬桃香野5040番1地先から 月ヶ瀬桃香野4737番4地先まで	10.50 ~ 3.00	46.3	

整理 番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
235	桃香野横道線	月ヶ瀬桃香野1180番地先から 月ヶ瀬桃香野4448番地先まで	3.70 ~ 3.30	47.5	
236	桃香野滝谷線	月ヶ瀬桃香野3326番地先から 月ヶ瀬桃香野3327番1地先まで	4.10 ~ 3.40	41.3	
237	桃香野アヤマ線	月ヶ瀬桃香野3740番1地先から 月ヶ瀬桃香野3799番3地先まで	4.20 ~ 3.00	71.7	
238	杣の川線	萩町1598番1地先から 萩町1624番地先まで	18.30 ~ 6.20	319.4	
239	新徳線	針町3977番5地先から 針町3970番地先まで	7.40 ~ 6.30	24.4	
240	新徳線	都祁友田町1582番4地先から 都祁友田町1225番地先まで	7.00 ~ 6.50	52.3	
241	のぼりを線	針ヶ別所町389番1地先から 針ヶ別所町382番3地先まで	23.00 ~ 6.00	198.7	
242	針・北白石1号線	都祁白石町1254番地先から 都祁白石町1010番地先まで	6.00 ~ 4.70	36.4	

(平成24年 3 月22日揭示済)

奈良市告示第146号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成24年 3 月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成24年 3 月22日

3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及び J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288－1
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時30分まで

7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先
奈良市都市整備部都市計画室交通政策課
電話0742－34－1111代表
(平成24年 3 月22日揭示済)

奈良市告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。
その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。
平成24年 3 月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理番号	路 線 名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延長 (m)	備 考
1	中部第118号線	あやめ池北三丁目1139番地 1 地先から	前	4.2～5.2	149.0	
		あやめ池北二丁目1300番地先まで	後	4.2～6.0	150.0	
2	中部第898号線	あやめ池北三丁目1050番13地先から	前	2.5～5.3	208.0	
		あやめ池北三丁目1503番 4 地先まで	後	2.5～8.0	208.0	
3	西部第308号線	あやめ池北一丁目1303番 1 地先から	前	4.1～6.6	230.0	
		あやめ池北一丁目1355番 1 地先まで	後	4.1～13.0	230.0	

(平成24年 3 月22日揭示済)

奈良市告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、平成24年 3 月22日から次のように道路の供用を開始します。
その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。
平成24年 3 月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	中部第118号線	あやめ池北三丁目1139番 1 地先から	あやめ池北二丁目1300番地先まで	L = 150.0 W = 4.2～6.0
2	中部第898号線	あやめ池北三丁目1050番13地先から	あやめ池北三丁目1503番 4 地先まで	L = 208.0 W = 2.5～8.0
3	西部第308号線	あやめ池北一丁目1303番 1 地先から	あやめ池北一丁目1355番 1 地先まで	L = 230.0 W = 4.1～13.0

(平成24年 3 月22日揭示済)

奈良市告示第149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準

用する同法第50条の 2 の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示します。
平成24年 3 月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した 施 術 の 種 類	廃 止 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
太田 宗		柔道整備	平成24年 2月29日
おおた整骨院 (太田 宗)	奈良県奈良市西木 辻町40-3		

(平成24年3月23日揭示済)

奈良市告示第150号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年3月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 許可の年月日及び番号
平成23年12月19日 奈良市指令都整開 第11A-30号
 - 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年3月23日 第1293号
公共施設 平成24年3月23日 第578号
 - 開発区域に含まれる地域
奈良市三条大路一丁目645番2の一部
 - 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区梅田三丁目3番5号
大和ハウス工業株式会社 支配人 上川 幸一
 - 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市三条大路一丁目645番2の一部
 - 下水道
奈良市三条大路一丁目645番2の一部
- (平成24年3月23日揭示済)

奈良市告示第151号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年3月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の 種 類	指 定 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
岡 裕貴		あんま	平成24年 3月12日
株式会社フレ アス(岡 裕 貴)	奈良県奈良市白毫 寺町835-1 大和 紀寺ビル305号		

(平成24年3月26日揭示済)

奈良市告示第152号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年3月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成24年3月25日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成24年3月27日揭示済)

奈良市告示第153号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年3月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成24年3月27日
- 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成24年3月27日揭示済)

奈良市告示154号は、奈良市公報
号外第18号に掲載

奈良市告示第155号

奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱(平成18年奈良市告示第239号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「300,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月28日揭示済)

奈良市告示第156号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年3月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成24年2月8日 奈良市指令都整開 第11A-34号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年3月28日 第1295号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市大宮町四丁目281番1及び281番2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区中之島六丁目2番27号
関電不動産株式会社 代表取締役社長 篠丸康夫
(平成24年3月28日揭示済)

別記様式中

補助対象物件の新築時完成日	完成日	(※リフォーム前の建物の完成日)		
		年	月	日
補助対象物件の予定工事期間	着工日	年	月	日(予定)
	完了日	年	月	日(予定)

を

補助対象物件の新築時完成日	完成日	(※リフォーム前の建物の完成日)		
		年	月	日
補助対象物件に係る工事の契約日	契約日	年	月	日(予定)
補助対象物件の予定工事期間	着工日	年	月	日(予定)
	完了日	年	月	日(予定)

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市住宅リフォーム補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。
(平成24年3月28日揭示済)

奈良市告示第158号

奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市子育て短期支援事業実施要綱（平成7年奈良市告別表（第8条、第9条関係）

子育て短期支援事業の事業委託料

奈良市告示第157号

奈良市住宅リフォーム補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市住宅リフォーム補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市住宅リフォーム補助金交付要綱（平成23年奈良市告示第380号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「着工」を「契約」に改める。

第7条第1項第5号中「補助対象工事施工前の補助対象物件の全景及び」を削り、同条第2項第4号中「完了日」を「完了予定日」に改める。

第8条第4号中「補助対象工事施工後の補助対象物件の全景並びに」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 契約日が確認できる書類

示第395号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「市町村民税」を「市区町村民税」に改め、同項第4号中「母子家庭」の次に「及び父子家庭」を加え、「母子医療証」を「ひとり親家庭等医療費受給資格証」に改め、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とする。

第8条の見出しを「(報告等)」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(事業委託料の確定及び支払)

第9条 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を審査し、別表の規定により市長が支弁すべき費用の額を確定する。

2 市長は、委託先に前項の規定により確定した額の委託料を支払うものとする。

別表を次のように改める。

1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業＜1日あたり＞

世帯区分	年齢区分	基準単価 (A)	保護者負担額 (B)	市負担額 (A－B)
生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付を受けている世帯及び母子家庭・父子家庭の市区町村民税非課税世帯	2歳未満児	10,700円	0円	10,700円
	2歳以上児	5,500円	0円	5,500円
市区町村民税非課税世帯及び母子家庭・父子家庭の市区町村民税課税世帯	2歳未満児	10,700円	1,100円	9,600円
	2歳以上児	5,500円	1,000円	4,500円
その他の世帯	2歳未満児	10,700円	5,350円	5,350円
	2歳以上児	5,500円	2,750円	2,750円

2 夜間養護（トワイライト）事業＜1日あたり＞

世帯区分	基準単価 (A)	保護者負担額 (B)	市負担額 (A－B)
生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付を受けている世帯及び母子家庭・父子家庭の市区町村民税非課税世帯	1,500円	0円	1,500円
市区町村民税非課税世帯及び母子家庭・父子家庭の市区町村民税課税世帯	1,500円	300円	1,200円
その他の世帯	1,500円	750円	750円

別記第1号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

1 生活保護世帯 2 中国残留邦人等支援給付を受けている世帯

3 市町村民税非課税世帯 4 母子家庭 5 父子家庭 6 その他の世帯

を

1 生活保護世帯 2 中国残留邦人等支援給付を受けている世帯

3 市区町村民税非課税世帯 4 母子家庭・父子家庭 5 その他の世帯

に、

(3) 市町村民税非課税世帯にあっては、市町村民税の非課税証明書
(利用の期間が4～6月の場合は前年度分、7～3月の場合は当該年度分)

(4) 母子家庭にあっては、児童扶養手当証書、母子医療証又は戸籍謄本及び住民票の写し

(5) 父子家庭にあっては、戸籍謄本及び住民票の写し

(6) 児童の健康状況等が分かる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

を

(3) 市区町村民税非課税世帯にあっては、市区町村民税の非課税証明書
(利用の期間が4～6月の場合は前年度分、7～3月の場合は当該年度分)

(4) 母子家庭及び父子家庭にあっては、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証又は戸籍謄本及び住民票の写し

(5) 児童の健康状況等が分かる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

に改める。

別記第4号様式中

1 生活保護世帯（中国残留邦人等支援給付を受けている世帯又は母子家庭・父子家庭の市町村民税非課税世帯）

2 市町村民税非課税世帯（又は母子家庭・父子家庭の市町村民税非課税世帯）

3 その他の世帯

を

1 生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付を受けている世帯又は母子家庭・父子家庭の市区町村民税非課税世帯

2 市区町村民税非課税世帯又は母子家庭・父子家庭の市区町村民税課税世帯

3 その他の世帯

に改める。

別記第6号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。
附 則
この告示は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年3月28日揭示済)

奈良市告示第159号

奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成24年3月28日
奈良市長 仲 川 元 庸
奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱の一部を改正する告示
奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱(平成22年奈良市告示第340号)の一部を次のように改正する。
第1条中「安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車の利用を促進し、市民の交通に関する安全を確保するため」
別記
第1号様式(第7条関係)

を「子育て支援の一環として、子育て家庭に対する経済的負担の軽減を図るため」に改める。
第5条中「から30,000円を減じた額(40,000円)」を「の2分の1の額(20,000円)」に改める。
第7条第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条第2項各号を次のように改める。
(1) 平成24年3月1日から同年8月31日までに基準適合自転車を購入した者 平成24年6月1日から同年9月14日まで
(2) 平成24年9月1日から平成25年2月28日までに基準適合自転車を購入した者 平成24年11月1日から平成25年3月15日まで
附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。
別記第1号様式を次のように改める。

奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金について、奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱第7条の規定により申請します。また、私(申請者)の世帯の「住民登録(世帯全員)」及び「市税の納入状況」について、申請の審査のために必要な限度において、調査及び閲覧されることに同意します。

フリガナ	
申請者氏名	㊞
住所	電話番号()

購入品目	幼児2人同乗基準適合自転車(ヘルメットの購入 有・無)		
購入年月日	年 月 日		
購入価格	円		
補助金交付申請額	円		
6歳未満幼児氏名			

添付書類
(1) 領収書(申請者の氏名及び購入品目の名称が明記されているもの)
(2) 製造メーカー保証書の写し(車名、型番、製造番号、保証期間並びに申請者の氏名及び住所等が明記されており、購入先の分かるもの)
(3) 平成23年1月2日以後に奈良市に転入された場合は、転入前の住所地で発行された平成23年度分(平成22年中所得分)の市区町村民税の納税証明書又は非課税証明書

別記第3号様式及び第4号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成24年3月28日から施行する。
(平成24年3月28日揭示済)

奈良市告示第160号

奈良市つどいの広場事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市つどいの広場事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市つどいの広場事業実施要綱（平成19年奈良市告示第90号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第6項」を「第6条の3第6項」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年3月28日揭示済)

奈良市告示第161号

奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱（平成20年奈良市告示第300号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第6項」を「第6条の3第6項」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年3月28日揭示済)

奈良市告示第162号

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱（平成20年奈良市告示第632号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「奈良市教育委員会学校教育部学校教育課」を「奈良市教育委員会学校教育部学校教育課 奈良市消防局情報救急室救急課」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月28日揭示済)

奈良市告示第163号

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱（平成16年奈良市告示第336号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(通信教育によるものを含む。以下同じ。)」を削り、「修業する期間の2分の1に相当する期間を経過した」を「修業を開始した」に改める。

第4条中「2分の1に相当する期間を経過した日以後の残りの2分の1に相当する期間」を「全期間」に、「18月」を「3年」に改める。

第5条第1号ア中「141,000円」を「100,000円」に改める。

第7条第1項第4号中「書類」の次に「(学年が明記されたものに限る。)」を加える。

第11条中「母子家庭高等技能訓練促進費等受給資格喪失届」を「母子家庭高等技能訓練促進費等受給資格喪失・課税状況変更届」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別記第1号様式の（高等技能訓練促進費用）中「母子家庭高等技能訓練促進費等交付申請書」を「母子家庭高等技能訓練促進費等交付申請書（新規・継続）」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改め、同様式（高等技能訓練促進費用）（注）1を次のように改める。

1 申請は、修業を開始した日以後に行えます。

別記第1号様式（高等技能訓練促進費用）（注）2第4号中「書類」の次に「(学年が明記されたものに限る。)」を加える。

別記第1号様式の（入学支援修了一時金用）中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第4号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第5号様式中「母子家庭高等技能訓練促進費等受給資格喪失届」を「母子家庭高等技能訓練促進費等受給資格喪失・課税状況変更届」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第6号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者については、この告示による改正後の奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱第2条、第4条

及び第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(平成24年3月28日揭示済)

奈良市告示第164号

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱（平成22年奈良市告示第156号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附則

この告示は、平成24年3月28日から施行する。
(平成24年3月28日揭示済)

奈良市告示第165号

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設開設準備経費助成補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設開設準備経費助成補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設開設準備経費助成補助金交付要綱（平成22年奈良市告示第157号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附則

この告示は、平成24年3月28日から施行する。
(平成24年3月28日揭示済)

奈良市告示第166号

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成17年奈良市告示第528号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考2中「」の規定」の次に「並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」を加える。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱別表の規定は、平成24年7月以後の月分の日常生活用具の給付に係る費用の負担について適用し、同年6月分までの日常生活用具の給付に係る費用の負担については、なお従前の例による。

(平成24年3月28日揭示済)

奈良市告示第167号

奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱の一部を改正する告示

奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱（平成18年奈良市告示第170号）の一部を次のように改正する。

第2条中「財団法人ならまち振興財団（以下「財団」という。）」を「なら工芸館条例（平成12年奈良市条例第32号）第3条の2第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

第6条、第8条第1項及び第2項並びに第10条第2号中「財団」を「指定管理者」に改める。

附則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年3月28日揭示済)

奈良市告示第168号

奈良市情報公開条例第5条第4項に規定する権利の濫用に関する基準を定める要綱を次のように定める。

平成24年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市情報公開条例第5条第4項に規定する権利の濫用に関する基準を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「条例」という。）第5条第3項の規定による行政文書の開示請求拒否が恣意的に運用され、市民の知る権利を侵害することがないように、同条第4項の規定に基づき、開示請求が、権利の濫用に当たるかどうかを判断するために必要とされる基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 権利の濫用とは、権利の行使としての外形を備えるが、その行為が行われた具体的な状況と実際の結果を比較した際に、その権利の本来の目的内容を逸脱するために、正当な権利の行使として認めることができないと判断される行為をいう。

- 2 開示請求の権利の濫用とは、条例によって付与された開示請求の権利の本来の目的を逸脱し、権利の濫用と認められるものをいう。
- 3 前2項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
(判断基準)
- 第3条 次の各号のいずれかに該当する開示請求は、権利の濫用と判断する。
- (1) 次のいずれかに該当するなど、開示請求の内容、方法等又は開示請求者の言動から、開示請求の目的が実施機関の業務遂行を停滞させること等開示請求した文書以外にあることが明らかに認められるもの
- ア 特定の部課等に対して短期間に集中して大量の開示請求を行うこと。
- イ 正当な理由なく同一内容の開示請求を繰り返すこと。
- (2) 開示決定を受けているにもかかわらず、正当な理由なく閲覧等をせず、繰り返し同様の行政文書の開示請求を行うなど、行政文書の開示を受ける意思がないことが明らかに認められるもの
- (3) 次のいずれかに該当するなど、特定の職員に対する威圧、攻撃等を開示請求の目的としていると認められるもの
- ア 特定の職員の誹謗、中傷等を記載した開示請求を繰り返し行うこと。
- イ 特定の職員が作成し、又は決裁した文書の全てを開示請求すること。
- ウ 長時間にわたって職員の応対を強要すること。
- (4) 次のいずれかに該当するなど、行政文書の開示の実施等において不適正な行為が同一人からの一連の請求において繰り返し行われていると認められるもの
- ア 開示請求する行政文書の特定に実質的に応じないこと（開示する行政文書を特定するための開示請求の補正に実質的に応じないことを含む。）。
- イ 開示決定がされた行政文書をほとんど閲覧せず、立会いの職員に対して長時間にわたり自説を主張すること。
- ウ 条例第15条第2項の規定により指定した行政文書の開示の日程を一方的に取り消すこと。
- エ 行政文書の開示をする際に理由もなく開示日の決定の調整に応じないこと。
- オ 開示請求することを目的として行政文書等の作成を強要すること。
(要綱の運用方針)
- 第4条 どのような行為が開示請求の権利の濫用に該当するかについては、個別の事案ごとに具体的に判断することとし、前条に掲げる判断基準に該当すれば直ちに権利の濫用に該当するものとして当該開示請求を拒否できるものではない。
- 2 どのような行為が開示請求の権利の濫用に該当するかどうかについての判断は、開示請求の性質又は内容、権

利行使の態様、加害の意思及び目的、権利の濫用と解した場合の開示請求者が受ける不利益、正当な権利行使と解した場合の実施機関の事務への支障等様々な要素を比較衡量して行うものとする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月28日揭示済)

奈良市告示第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・103号奥柳登美ヶ丘線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成24年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部道路室街路課

(平成24年3月28日揭示済)

奈良市告示第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・3・4号大和中央道及び3・4・105号平城学園前線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成24年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部道路室街路課

(平成24年3月28日揭示済)

奈良市告示第171号

奈良市後援名義の使用承認等に関する要綱を次のように定める。

平成24年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市後援名義の使用承認等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市以外の団体等が行う事業（以下「事業」という。）に対し、市が後援（事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいう。以下同じ。）を行うことに關し必要な事項を定めるものとする。

(名義)

第2条 市が後援を行う場合の名義は、「奈良市」とする。

(承認の基準)

第3条 市が後援を行う場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 公益性が高く、市の施策に寄与するものと認められること。
- (2) 広く一般に公開されるものであること。
- (3) 市の政治的中立性及び宗教的中立性を損なうおそれがないと認められること。
- (4) 専ら営利又は商業的宣伝を目的としていないと認められること。
- (5) 主催者が、当該事業を遂行する能力を十分に有すると認められるものであること。
- (6) 開催場所が、公衆衛生、安全管理、災害防止等について十分配慮されているものであること。
- (7) 市内で開催されるものであること。ただし、市民の幅広い参加が期待できるもの、文化又はスポーツに関するものその他市のイメージアップ等が期待できるものである場合は、この限りでない。
- (8) 入場料、参加費等が徴収される場合は、その額が適正であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益につながるものでないこと。
- (10) 法令及び公序良俗に反しないと認められること。

(申請手続)

第4条 後援名義の使用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要と認める書類の添付を求めることができる。

(決定通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに後援名義の使用承認の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認に当たっては、必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第6条 前条第1項の承認を受けた者（第8条において「名義使用者」という。）は、当該承認に係る事業の内容に変更が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、第5条第1項の承認を受けた事業が、第3条の基準を満たさなくなったと認められるとき、第5条第2項の規定により付した条件に違反したと認められるとき、又は偽りその他不正の手段により承認を受けたものであるときは、当該承認を取り消すことができる。

(報告)

第8条 名義使用者は、事業終了後、速やかに報告書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要と認める書類の添付を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度市

長が定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に申請のあった後援名義の使用承認等について適用する。

（平成24年3月28日掲示済）

奈良市告示第172号

奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱（平成19年奈良市告示第200号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、附則第41条第1項及び附則第58条第1項」を削る。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年3月29日掲示済）

奈良市告示第173号

昭和62年奈良市告示第59号（教育委員会への事務委任）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

第4項の次に次の1項を加える。

5 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成15年奈良市条例第9号）第1条に規定する放課後児童健全育成事業施設の管理運営に関すること。

（平成24年3月29日掲示済）

奈良市告示第174号

奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市万年青年クラブ等活動費補助金交付要綱（昭和63年奈良市告示第78号）の一部を次のように改正する。

別表中「54,600円」を「50,000円」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年3月29日掲示済）

奈良市告示第175号

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱の一部を
改正する告示

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱（平成3年奈良市告示第85号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「10,000円」を「20,000円」に改める。

第3条第2項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、助成金の交付を受けた生ごみ処理機器で、購入から5年を経過したものは、当該数に含まないものとする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年3月29日揭示済）

奈良市告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成24年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	久 保 均 奈良市月ヶ瀬月瀬 200番地	東 谷 仁 志 奈良市月ヶ瀬月瀬 125番地の3

2 変更の年月日

平成24年1月1日

（平成24年3月29日揭示済）

奈良市告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により嵩自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成24年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	上 岡 和 富 奈良市月ヶ瀬嵩242 番地	西久保 徹 也 奈良市月ヶ瀬嵩745 番地の2

2 変更の年月日

平成24年1月1日

（平成24年3月29日揭示済）

奈良市告示第178号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により石打自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成24年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	溝 端 平 市 奈良市月ヶ瀬石打 2804番地	竹 内 優 奈良市月ヶ瀬石打 466番地の1

2 変更の年月日

平成24年1月1日

（平成24年3月29日揭示済）

奈良市告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により長引自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成24年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	福 西 良 実 奈良市月ヶ瀬長引 503番地の4	猪 井 誠 一 奈良市月ヶ瀬長引 306番地の2

2 変更の年月日

平成24年1月1日

（平成24年3月29日揭示済）

奈良市告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桃香野自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成24年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	紙 家 光 郎 奈良市月ヶ瀬桃香 野1145番地	上 本 多 雄 奈良市月ヶ瀬桃香 野4531番地

2 変更の年月日
平成24年1月1日
(平成24年3月29日揭示済)

奈良市告示第181号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により尾山自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。
平成24年3月29日
奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
------	-----	-----

平成22年4月1日～平成23年3月31日閲覧者

代表者の氏名 及び住所	大西重和 奈良市月ヶ瀬尾山 2360番地	亀澤由明 奈良市月ヶ瀬尾山 2316番地
----------------	----------------------------	----------------------------

2 変更の年月日
平成24年1月1日
(平成24年3月29日揭示済)

奈良市告示第182号
住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により次のとおり公表します。
平成24年3月29日
奈良市長 仲川元庸
市民課

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
NHK放送文化研究所 (株)中央調査社	6月全国接触者率調査	平成22年4月21日	法蓮町
金融広報中央委員会 (株)日本リサーチセンター	家計の金融行動に関する調査	平成22年4月22日	杏町、八条町、西九条一丁目
奈良県総務部知事公室 (株)スペースビジョン研究所	「平成22年度県民アンケート」	平成22年5月12日	中御門町、東之阪町、奈良阪町、青山五丁目、佐保台西町、十輪院畑町、薬師堂町、東紀寺町二丁目、中新屋町、高御門町、瓦堂町、南城戸町、大森西町、南京終町二丁目、西寺林町、餅飯殿町、椿井町、小川町、小西町、大豆山町、南半田西町、後藤町、多門町、芝辻町、半田開町、西之阪町、大宮町一丁目、大安寺三丁目、恋の窪三丁目、八条三丁目、五条二丁目、横領町、赤膚町、六条緑町二丁目、七条西町一丁目、六条西二丁目、二条大路南三丁目、三条大路五丁目、中山町、秋篠新町、西大寺宝ヶ丘、若葉台四丁目、疋田町五丁目、西大寺南町、西大寺芝町一丁目、西大寺赤田町二丁目、平松二丁目、西九条町二丁目、出屋敷町、横井五丁目、窪之庄町、中畑町
内閣府大臣官房政府広報室 (株)中央調査社	国民生活に関する世論調査	平成22年5月24日	奈保町
内閣府経済社会総合研究所 (株)新情報センター	消費動向調査	平成22年5月27日	大宮町四丁目、大宮町六丁目、三条川西町、三条栄町、法蓮町、佐保台西町、佐保台二丁目

国立大学法人 東京大学 (株)中央調査社	「中高年者の生活実態に関する全国調査」	平成22年 6 月16日	三条町
(株)家の光協会 (株)新情報センター	読者についてのアンケート調査	平成22年 6 月17日	矢田原町
内閣府経済社会総合研究所 (株)日本リサーチセンター	「大都市圏に関する世論調査」	平成22年 6 月30日	疋田町一丁目～四丁目、菅原町、若葉台一丁目、東紀寺町一丁目、東紀寺町三丁目
N H K 放送文化研究所 (株)日本リサーチセンター	「デジタル放送に関する調査」	平成22年 7 月22日	高畑町
国土交通省観光庁 (株)サーベイリサーチセンター	旅行・観光消費動向調査	平成22年 7 月22日	八島町、山町
(株)時事通信社	「住民意識調査」	平成22年 7 月23日	五条畑一丁目 5 ～、疋田町三丁目 5 ～、東九条町一部、県営姫寺団地 4 ・ 6 ・ 8 棟
奈良県健康福祉部健康づくり推進課	なら健康長寿基礎調査	平成22年 7 月27日	六条西一丁目～六丁目、西大寺国見町一丁目～二丁目、恋の窪一丁目～三丁目、法華寺町、高畑町、六条町、六条一丁目～三丁目、東九条町、押熊町、芝辻町、芝辻一丁目～四丁目、法蓮町、青山一丁目～八丁目
(株)時事通信社 (株)中央調査社	「住民意識調査」	平成22年 8 月 3 日	法華寺町、般若寺町
毎日新聞社世論調査室	世論調査	平成22年 8 月 9 日	法蓮町
内閣府大臣官房政府広報室 (株)日本リサーチセンター	「動物愛護に関する世論調査」	平成22年 8 月19日	油阪町
内閣府大臣官房政府広報室 (株)日本リサーチセンター	「介護保険制度に関する世論調査」	平成22年 8 月23日	月ヶ瀬桃香野
内閣府大臣官房政府広報室 (株)日本リサーチセンター	「高齢者医療制度に関する世論調査」	平成22年 8 月24日	築地之内町、川之上突抜町、西紀寺町
社団法人 輿論科学協会	「科学技術の発達・電気と私たちの暮らし」意識調査	平成22年 9 月 9 日	紀寺町
N H K 放送文化研究所 (株)中央調査社	11月全国接触者率調査	平成22年10月 1 日	南永井町
公立大学法人 福島県立医科大学 (株)日本リサーチセンター	「腰部脊柱管狭窄に対する population-based study」の対象者抽出	平成22年10月 6 日	五条畑一丁目

内閣府大臣官房政府広報室 (株)日本リサーチセンター	「外交に関する世論調査」	平成22年10月6日	法蓮町、半田開町
内閣府政策統括官付参事官 (株)新情報センター	「住宅と生活環境に関する世論調査」	平成22年10月26日	神殿町
総務省情報通信国際戦略局長 (株)サーベイリサーチセンター	「H22年通信利用動向調査」	平成22年11月9日	四条大路二丁目、今御門町、池之町、南市町、元林院町、神殿町、秋篠町
内閣府大臣官房政府広報室 (株)中央調査社	「少年非行に関する世論調査」	平成22年11月16日	四条大路南町
内閣府政策統括官付食育推進室 (株)中央調査社	「平成22年度 食育に関する意識調査」	平成22年11月18日	芝辻町
ドイツ日本研究所 (株)中央調査社	「ライフイベントによる消費者行動と主観的幸福感に関する調査」	平成22年12月1日	四条大路二丁目3番
奈良県知事	奈良県食育等に関するアンケート調査	平成22年12月3日	油留木町、川上町、川久保町、雑司町、手貝町、多門町、般若寺町、南紀寺町四丁目～五丁目、元興寺町、陰陽町、鶴福院町、紀寺町、高畑町、白毫寺町、南魚屋町、杉ヶ町、桂木町、南京終町、南京終町一丁目～七丁目、青山一丁目～九丁目、東寺林町、北室町、椿井町、寺町、法蓮町、奈保町、西笹鉾町、西包永町、北市町、三条町、三条松町、三条栄町、三条川西町、三条大宮町、大宮町一丁目～四丁目、大宮町六丁目～七丁目、芝辻町、芝辻二丁目～四丁目、五条一丁目～三丁目、五条西一丁目、六条町、七条町、佐紀町、大安寺町、四条大路南町、大安寺三丁目～四丁目、六条緑町一丁目、六条緑町三丁目、七条西町一丁目、六条西一丁目～六丁目、西の京町、秋篠町、秋篠早月町、敷島町一丁目～二丁目、疋田町三丁目、疋田町五丁目、西大寺南町、押熊町、中山町、北永井町、南永井町、神殿町、肘塚町、南城戸町、大森町、橋本町、北風呂町、高天町、内侍原町、法華寺町、六条一丁目、恋の窪一丁目～三丁目、柏木町、三条大路一丁目、西大寺東町一丁目、西大寺新町二丁目、山陵町、西大寺芝町一丁目～二丁目、平松一丁目、南肘塚町、北御門町、高御門町、元林院町、光明院町、水門町、西

			紀寺町、中院町、福智院町、十輪院町、油阪町、北袋町、北市町、西大寺新田町、西大寺新池町、西大寺高塚町、西大寺宝ヶ丘、秋篠新町、南京終町六丁目、今小路町、東包永町、西寺林町、北室町、角振町、薬師堂町、法蓮佐保山一丁目、尼辻中町、菅原町、青野町、若葉台一丁目～二丁目、秋篠三和町二丁目、古市町、八島町、藤原町、横井一丁目、西大寺野神町一丁目～二丁目、西大寺竜王町一丁目、西大寺赤田町一丁目、宝来二丁目～三丁目、東九条町、東紀寺町一丁目～三丁目、南紀寺町一丁目～二丁目、佐保台一丁目～三丁目、中御門町、東之阪町、今在家町、春日野町、南市町、公納堂町、大安寺西三丁目、尼辻北町、奥芝町、西新在家号所町、西新在家町、船橋町、四条大路一丁目～二丁目、西大寺南町、西大寺本町、西大寺北町二丁目、川之上突抜町、大森西町、横領町、七条一丁目、西大寺町、西九条町二丁目～三丁目、中辻町、花園町、北之庄町、上三条町、菖蒲池町、八条五丁目、五条畑二丁目、杏町、西木辻町、南半田東町、鶴町、東城戸町、勝南院町、小川町、瓦堂町、川之上町、京終地方東側町、餅飯殿町、三条宮前町、三条添川町、赤膚町、横井二丁目、脇戸町、北新町、宝来町、池田町、山町、今市町、田中町、中畑町、北鰐尾町、高樋町、横田町、矢田原町、横井五丁目、米谷町、阪新屋町、二条大路南一丁目、興善院町、水間町、芝突抜町、北川端町、丹生町、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬桃香野、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬長引
		平成22年12月6日	都祁友田町、藺生町、都祁小山戸町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、針町、針ヶ別所町、都祁南之庄町、来迎寺町、小倉町、都祁甲岡町、都祁吐山町
自衛隊奈良地方協力本部	自衛官募集に伴う広報	平成22年12月6、7、8、9日	奈良市全町 平成元年4月2日～平成2年4月1日生まれの男女 平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれの男女 平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれの男子

総務省総合通信基盤局電波部 監視管理室	「電波利用環境に関する意識 調査」	平成22年12月17日	四条大路二丁目3番
株式会社中外			
文化庁	「平成22年度国語に関する世 論調査」	平成23年2月2日	大安寺六丁目9番～11番
(株)中央調査社			
日本たばこ産業株式会社	「全国たばこ喫煙者率調査」	平成23年2月3日	六条西六丁目、水門町、雑司町、 西大寺本町
(株)ビデオリサーチセンター			
株式会社野村総合研究所	「放送についての意識調査」	平成23年2月9日	五条三丁目
(株)中央調査社			
日本銀行情報サービス局	「生活意識に関するアンケート 調査」	平成23年2月23日	大安寺一丁目～三丁目
(株)日本リサーチセンター			
龍谷大学社会学部	「犯罪被害者調査」	平成23年2月24日	東九条町745番地～
(株)中央調査社			
金融広報中央委員会	「家計の金融行動に関する世 論調査」	平成23年3月24日	秋篠町
(株)日本リサーチセンター			
平成22年4月1日～平成23年3月31日閲覧者		西部出張所・住民課	
閲覧の請求をした国若しくは 地方公共団体の名称又は申出 者の氏名（法人の場合は名称 及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
金融広報中央委員会 会長 小林 信介	「家計の金融行動に関する世 論調査」	平成22年4月22日	学園朝日元町一丁目、南登美ヶ丘 20歳以上の男女22名
(株)日本リサーチセンター 代 表取締役社長 鈴木 稲博			
国立大学法人 東京大学大学 院 情報学環長 石田 英敬	「日本のメディア利用に関す る実態調査」	平成22年4月28日	学園朝日町 13歳以上69歳以下の 男女21人
(株)中央調査社 会長 中田 正博			
NHK奈良放送局 局長 秋 山 茂樹	「6月全国個人視聴率調査」 「国民生活時間調査2010」	平成22年5月12日	帝塚山中町、帝塚山西一丁目 明 治生まれから平成15年12月末日ま で生まれ男女14人 西登美ヶ丘一 丁目、西登美ヶ丘六丁目～八丁目 明治生まれから平成15年12月末 日まで生まれ男女14名の条件につ いては「6月全国個人視聴率調査」 西登美ヶ丘一丁目、西登美ヶ丘六 丁目～八丁目 明治生まれから平 成12年12月末日まで生まれ男女26 名の条件については「国民生活時 間調査2010」
奈良県総務部 知事公室長 松谷 幸和	「平成22年度県民アンケート 調査」	平成22年5月12日	あやめ池南四丁目、あやめ池北二 丁目、学園大和町三丁目、学園北 二丁目、百楽園四丁目、朝日町二 丁目、登美ヶ丘六丁目、西登美ヶ 丘三丁目、東登美ヶ丘二丁目、北 登美ヶ丘三丁目、二名四丁目、大

(株)スペースビジョン研究所 代表取締役 宮前 洋一			湊町、富雄川西一丁目、富雄元町 四丁目、帝塚山四丁目、菅野台、 千代ヶ丘一丁目、鳥見町二丁目、 学園緑ヶ丘二丁目、帝塚山南一丁 目、富雄北三丁目、三碓三丁目 20歳以上の男女各町より15名 計 330名
内閣府大臣官房政府広報室 室長 斎藤 敦	「身近にある化学物質に関する世論調査(附帯：時事問題)」	平成22年6月8日	あやめ池南七丁目～ 20歳以上の 男女16名
社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次			
(株)時事通信社 大阪支社 支 社長 山田 哲郎	「くらしと環境に関する世論 調査」	平成22年7月21日	中山町西四丁目一部、藤ノ木台四 丁目10番～藤ノ木ガーデンハイッ A～E 他 満20歳以上の男女それ ぞれ21名 計42名
(株)中央調査社 会長 中田 正博			
奈良県健康福祉部健康づくり 推進課 主査 植田 徳満	「なら健康長寿基礎調査」	平成22年7月28日 ～29日	あやめ池南一丁目～八丁目、学園 大和町一丁目～六丁目、鶴舞西町 1番(公団)、登美ヶ丘一丁目～ 六丁目、西登美ヶ丘一丁目～八丁 目、二名一丁目～七丁目、二名平 野一丁目～二丁目、二名東町、富 雄元町一丁目～四丁目、藤ノ木台 一丁目～四丁目、鳥見町四丁目、 富雄北一丁目～三丁目 20～80歳 代の男女 10地区700名
(株)サーベイリサーチセンター 大阪事務所 所長 中村 光 明			
内閣府子ども若者・子育て施 策総合推進室 参事官(青少年環 境整備担当) 高須 一弘	「青少年のインターネット利 用環境実態調査」	平成22年8月3日	富雄北一丁目～ 10～17歳の男女 20名
(株)R J C リサーチ 調査業務 本部長 久野 和英			
厚生労働科学研究費補助金 成育疾患克服等次世代育成基 盤研究事業「望まない妊娠防 止対策に関する総合的研究」 分担研究者 北村 邦夫(社 団法人 日本家族計画協会常 務理事)	「第5回 男女の生活と意識 に関する調査」	平成22年8月18日	菅野台5番、15番～ 藤ノ木台四 丁目 16～49歳以下の男女21名
社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次			
内閣府大臣官房政府広報室 室長 斎藤 敦	「高齢者医療制度に関する世 論調査」	平成22年8月24日	三碓五丁目17番～22番 20歳以上 の男女14名
(株)日本リサーチセンター 代 表取締役社長 鈴木 稲博			
N H K 奈良放送局 局長 秋 山 茂樹	「11月全国個人視聴率調査」	平成22年9月8日	西登美ヶ丘六丁目 明治生まれか ら平成15年生まれの男女14名
日本大学人口研究所 所長 小川 直宏	『第2回「仕事と家族」に関 する全国調査』	平成22年9月29日	三松二丁目3番～ 満20歳～満59 歳の男女23名
(株)中央調査社 会長 中田 正博			

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所 所長 北川 現四郎	「2010年 格差と社会意識についての全国調査」	平成22年10月22日	学園大和町五丁目 満25歳～満59歳以下の男女14名
(株)中央調査社 会長 中田 正博			
特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 厚生労働省委託事業 「緩和ケア普及啓発事業：Orange Balloon Project」代表者 内布 敦子（兵庫県立大学看護学部教授）	一般市民を対象とした「緩和ケア」に関する認識調査	平成22年11月4日	鳥見町三丁目～ 20歳以上の男女40名
社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次			
総務省情報通信国際戦略局 局長 利根川 一	「平成22年通信利用動向調査」	平成22年11月9日	学園緑ヶ丘三丁目～ 20歳以上の男女32名
(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗			

平成22年4月1日～平成23年3月31日閲覧者

東部出張所

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
奈良県健康福祉部健康づくり推進課	なら健康長寿基礎調査	平成22年7月30日	柳生町、柳生下町、興ヶ原町、邑地町、大保町、丹生町、北野山町、大柳生町、阪原町、大平尾町、忍辱山町、大慈仙町、須川町、南庄町、北村町、園田町、平清水町、生疏里町、法用町、東鳴川町、中ノ川町、狭川両町、西狭川町、狭川東町、下狭川町、広岡町（20～80歳代）
(株)サーベイリサーチセンター			
総務省情報通信国際戦略局長	平成22年通信利用動向調査	平成22年11月2日	大平尾町、大柳生町（20歳以上の男女）
(株)サーベイリサーチセンター			
総務省情報通信国際戦略局長	食育等に関するアンケート調査	平成22年12月1日	柳生下町（20～79歳の男女・1歳以上5歳の男女）
(株)ジャパンインターナショナル総合研究所			

平成22年4月1日～平成23年3月31日閲覧者

北部出張所

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
奈良県総務部知事公室長 松谷 幸和	平成22年度県民アンケート調査	平成22年5月12日	20歳以上の住民 神功二丁目15人 右京三丁目15人 朱雀五丁目15人 左京四丁目15人 計60人
(株)スペースビジョン研究所 代表取締役 宮前 洋一			
NHK放送文化研究所 世論調査部長 塩田 孝司	政治と社会に関する意識調査	平成22年7月21日	20歳以上の住民 右京二丁目、右京三丁目 12人
(株)中央調査社 会長 中田 正博			

奈良県健康福祉部健康づくり推進課 主査 植田 徳満 (株)サーベイリサーチセンター 大阪事務所長 中村 光明	なら健康長寿基礎調査	平成22年 7 月22日	20歳から80歳の男女 右京地区 70人 朱雀地区 70人 計140人
公益財団法人 新聞通信調査会 理事長 長谷川 和明 (株)中央調査社 会長 中田 正博	メディアに関する全国世論調査	平成22年 9 月15日	18歳以上の男女 左京二丁目 20人
国土交通省 土地・水資源局 土地政策課 土地企画調整室長 清瀬 和彦 社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	土地問題に関する国民の意識調査	平成22年11月17日	20歳以上の男女 朱雀三丁目 1 番から 6 番、7 番 16人
奈良県知事 荒井 正吾 (株)ジャパンインターナショナル総合研究所 代表取締役 藤原 壮督	奈良県 食事等に関するアンケート調査	平成22年12月 1 日	20歳から79歳の住民88人及び 1 歳から 5 歳の住民29人 計117人 神功地区、右京地区、朱雀地区、左京地区
国立大学法人 お茶の水女子大学 学長 羽入 佐知子 (株)中央調査社 会長 中田 正博	子育て期における働き方と生活の調和に関する調査	平成23年 1 月 7 日	満28歳から38歳の女性14人及び末子12歳以下の既婚男性14人 計28人 神功一丁目から六丁目
内閣府政策統括官（経済社会システム担当）松山 健士 社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	平成22年度国民生活選好度調査	平成23年 2 月15日	15歳以上80歳未満 22人 朱雀一丁目

(平成24年 3 月29日揭示済)

奈良市告示第183号

奈良市立認定こども園左京幼稚園通園バス利用要綱を次のように定める。

平成24年 3 月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市立認定こども園左京幼稚園通園バス利用要綱
(目的)

第 1 条 この要綱は、奈良市立認定こども園左京幼稚園（以下「左京幼稚園」という。）の通園バス（以下「通園バス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象園児)

第 2 条 通園バスを利用できる幼稚園児（以下「園児」という。）は、佐保台小学校区から左京幼稚園に通園する園児とする。

(利用の申請)

第 3 条 通園バスを利用しようとする園児の保護者は、利用しようとする日の 7 日前までに奈良市立認定こども園左京幼稚園通園バス利用承認申請書（別記第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用の承認)

第 4 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内

容を審査し、通園バスの利用を承認したときは、奈良市立認定こども園左京幼稚園通園バス利用承認書（別記第 2 号様式。以下「利用承認書」という。）を交付するものとする。

(利用の中止)

第 5 条 前条の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）が通園バスの利用を中止しようとするときは、中止しようとする日の 7 日前までに利用承認書を添えて、奈良市立認定こども園左京幼稚園通園バス利用中止届（別記第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用料)

第 6 条 通園バスの利用料（以下「利用料」という。）は、園児 1 人につき月額3,000円とする。ただし、通園バスの運行日が10日に満たない月にあっては月額1,500円とし、通園バスの運行がない月にあっては無料とする。

2 利用者の都合により通園バスを利用しない日があっても、通園バスの運行がない月を除き、前項の利用料を納入しなければならない。

3 利用料の納入義務者は、園児の保護者とする。

4 利用料は、当該月分の利用料を翌月の15日までに納入しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第 7 条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 通園バス内では、着席し、通園バスの運行の妨げになる行為をしない等安全を心掛けること。
(2) 乗務員及び添乗員の指示に従うこと。
(3) 通園バス停留所では他人の迷惑にならないよう待つこと。
(4) 家庭から通園バス停留所までの園児の送迎並びに乗車及び降車の世話については、保護者の責任で行うこと。
(5) 通園バス停留所以外の場所で通園バスに乗降しないこと。
(利用者の責任)
第8条 通園バス外での事故等については、市は、その責任を負わない。
(その他)
第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。
附 則
この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

奈良市立認定こども園左京幼稚園通園バス利用承認申請書

（宛先）奈良市長

年 月 日

住所
保護者氏名

印

次のとおり奈良市立認定こども園左京幼稚園通園バスを利用したいので申請します。

園	ふりがな 園児氏名	認定こども園左京幼稚園（3歳児・4歳児・5歳児）	年 月 日～ 年 月 日	氏 名 住 所 勤務先名 電 話	電 話
	幼稚園名				
	乗降車停留所名				
	利用期間				
	緊急連絡先				
連 絡 先	自 宅				

※利用に当たっては、奈良市立認定こども園左京幼稚園通園バス利用要綱の規定を守らなければならない。

第2号様式（第4条関係）

奈良市立認定こども園左京幼稚園通園バス利用承認書

年 月 日

様

奈良市長 印

年 月 日付けで申請のあった奈良市立認定こども園左京幼稚園通園バスの利用について、次のとおり許可します。

対 象 園 児	ふりがな 園 児 氏 名	
	幼 稚 園 名	認定こども園左京幼稚園（3歳児・4歳児・5歳児）
	乗降車停留所名	
	利 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日

〔許可条件〕

- ・通園バス内では着席し、安全を図ることを心がけ、乗務員及び添乗員の指示に従うこと。
- ・通園バス停留所では他人の迷惑にならないように待つこと。
- ・家庭から通園バス停留所までの園児の送迎並びに乗車及び降車の世話については、保護者の責任で行うこと。
- ・通園バス停留所以外の場所で乗降しないこと。
- ・その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

第3号様式（第5条関係）

奈良市立認定こども園左京幼稚園通園バス利用中止届

年 月 日

奈良市長

住 所
保護者氏名 印

年 月 日付けをもって許可のあった奈良市立認定こども園左京幼稚園通園バスの利用について、次の理由により利用を中止します。

中 止 日	年 月 日（ 曜日）から
中止の理由	

備 考 利用許可書を添付してください。

(平成24年 3 月30日揭示済) 奈良市告示第184号 奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 平成24年 3 月30日 奈良市長 仲 川 元 庸 奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示 奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第52号）の一部を次のように改正する。 題名中「民間保育所」の次に「等」を加える。 第 1 条中「同じ。）」の次に「等」を加え、「民間保育所運営費補助金」を「民間保育所等運営費補助金」に改める。 第 2 条を次のように改める。 （補助の対象） 第 2 条 補助金の交付の対象は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。		(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条の規定により設置され、市内で運営される民間保育所 (2) 病児・病後児保育事業実施要綱（平成20年雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく病児・病後児保育事業を市内で実施している施設で、市長が適切と認めたもの 第 3 条第 1 項中「とする。」の次に「ただし、前条第 2 号に掲げる施設（同条第 1 号に規定する民間保育所に該当する施設を除く。）に交付する補助金の種類は、同表に規定する病児・病後児保育事業費補助金に限る。」を加える。 第 4 条第 2 号を次のように改める。 (2) 施設及び運営が、第 2 条第 1 号の規定に該当する民間保育所にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及びその他の関係法令に、第 2 条第 2 号の規定に該当する施設にあつては、病児・病後児保育事業実施要綱に適合するよう努めること。 別表病後児保育事業費補助金の項を次のように改める。	
病児・病後児保育事業費補助金	病児・病後児保育事業実施要綱に基づく病児・病後児保育事業を実施していること。	病児・病後児保育事業を実施するために必要な経費	(1) 病児対応型 保育対策等促進事業費補助金交付要綱による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額。（ただし、当該額が7,800,000円を下回る場合は7,800,000円） (2) 病後児対応型 保育対策等促進事業費補助金交付要綱による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額。（ただし、当該額が6,000,000円を下回る場合は6,000,000円） (3) 低所得者免除分加算 利用児童が生活保護世帯又は所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯の場合、2,000円×年間延べ利用児童数 (4) 普及定着促進費 1 施設当たり年額 500,000円 （ただし、事業開始年度限りとし、事業期間が 6 箇月未満の場合は250,000円）
附 則 この告示は、平成24年 4 月 1 日から施行する。 (平成24年 3 月30日揭示済) 奈良市告示第185号 奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 平成24年 3 月30日 奈良市長 仲 川 元 庸 奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示 奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱（平成18年奈良市告示第198号）の一部を次のように改正する。 第 2 条第 1 項中「又は障害者自立支援法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法		律（昭和25年法律第123号）第32条の規定により公費負担」を削る。 第 4 条第 1 項中「、助成金の」を「、受診月 1 月につき 1 度を限度として助成金の」に改め、同条第 3 項中「ついて、提示できない場合には」を「ついては」に改める。 別記第 1 号様式（表面）を次のように改める。	

別記
第1号様式（第4条関係）

(表面)
奈良市精神障害者通院医療費助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(申請者)

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

対象者との続柄 _____

次のとおり精神障害者通院医療費助成金の交付を申請します。

申請に当たり、対象者の助成金交付要件の確認及び助成金額の決定に関し必要な調査を行うことに同意します。

申請額 金 _____ 円

申請者記入欄	対象者	氏 名	男・女		生年 月 日	年 月 日	
		住 所	奈良市				
	加入医療保険	保 険 者 証 の 別	国保・社保家族・後期高齢		付加給付等 の 有 無	有 (円) ・ 無	
		保 険 者 証 の 写	☐ 保険者証の写しあり (下記の記入は不要です。) ☐ 保険者証の写しなし (下記に記入の上、保険者証を提示し、確認を受けてください。)				
		被 保 険 者 氏 名			被保険者証 記号・番号	記号	番号
		保 険 者 番 号 及 び 名 称	番号 名称	資 格 取 得 (認 定) 年 月 日	年 月 日		
	支払希望金融機関	☐ 初めての申請 ☐ 前回申請時と異なる口座 ☐ 前回申請時と同じ口座 (下記の記入は不要です。)					
		金融機関名				支 店 名	
		口 座 番 号	普 通 当 座			(フリガナ) 口座名義人	
	添付書類	☐ 医療費自己負担額を証する書類 (下記のいずれか) ☐ 領収書及び自立支援医療費自己負担上限額管理票 ☐ 医療機関等での証明 (下記の証明をもらってください。) ☐ 医療保険者証の写し (添付できない場合は保険者証を提示し、確認を受けてください。) ☐ 自立支援医療受給者証の写し ☐ 社保家族の場合、被保険者の所得を証する書類 (初回及び毎年8月分申請時) ☐ 支払希望金融機関の通帳の写し (初回及び金融機関の変更がある場合)					

※ 受診月1月分をまとめて申請してください。(1月分を複数回に分けて申請できません。)

医療機関等記入欄	年 月 分	総点数 点	内自立支援医療費 (精神通院) 負担点数 点	自立支援医療費 (精神通院) に 係る自己負担額 円
	上記のとおり診療し、自己負担額を領収しました。 年 月 日 医療機関等 所在地 _____ 名 称 _____ 氏 名 _____ 印			

記入欄が足りない場合は、裏面を使用してください。

別記第1号様式（裏面）中「精神通院公費負担」を「自立支援医療費（精神通院）負担」に、「精神通院医療」を「自立支援医療費（精神通院）」に改める。

附 則

（施行期日）

- この告示は、平成24年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして

使用することができる。

（平成24年3月30日揭示済）

奈良市告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成24年3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	中部第1434号線	押熊町63番9地先から	押熊町63番10地先まで	L = 14.5 W = 6.2～8.2
2	西部第306号線	朝日町一丁目1883番4地先から	あやめ池北一丁目1192番地先まで	L = 799.6 W = 3.2～7.9
3	西部第1197号線	五条畑二丁目1141番168地先から	五条畑二丁目1141番10地先まで	L = 275.1 W = 6.0～8.0

（平成24年3月30日揭示済）

平成24年3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を本市の市道路線に認定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	南部第699号線	柏木町 248番地先から	柏木町 210番1地先まで	L = 315.5 W = 4.4～6.1
2	南部第700号線	四条大路南町 439番15地先から	四条大路南町 439番11地先まで	L = 57.5 W = 6.0～8.0
3	南部第701号線	古市町 1846番78地先から	古市町 2059番29地先まで	L = 175.0 W = 4.5～8.0
4	南部第702号線	古市町 2016番2地先から	古市町 2016番7地先まで	L = 60.0 W = 4.5～8.0
5	南部第703号線	八条五丁目 417番1地先から	八条五丁目 335番1地先まで	L = 215.0 W = 6.0～8.0
6	南部第704号線	八条五丁目 344番1地先から	八条五丁目 344番15地先まで	L = 100.0 W = 6.0～8.0
7	北部第748号線	南京終町四丁目 224番3地先から	南京終町四丁目 224番23地先まで	L = 144.0 W = 6.2～8.2
8	中部第1434号線	押熊町 63番9地先から	中山町 1379番4地先まで	L = 280.0 W = 4.0～8.2
9	中部第1565号線	押熊町 689番64地先から	押熊町 689番51地先まで	L = 215.0 W = 6.0～8.0
10	中部第1566号線	秋篠町 1546番47地先から	押熊町 689番51地先まで	L = 126.0 W = 6.0
11	中部第1567号線	山陵町 967番3地先から	山陵町 970番3地先まで	L = 117.0 W = 6.0
12	中部第1568号線	五条畑一丁目 1124番11地先から	五条畑一丁目 1124番9地先まで	L = 47.0 W = 6.0～8.0
13	中部第1569号線	平松五丁目 733番6地先から	平松五丁目 733番8地先まで	L = 22.0 W = 6.0～8.0
14	中部第1570号線	平松一丁目 84番1地先から	平松一丁目 81番1地先まで	L = 52.0 W = 5.0
15	中部第1571号線	あやめ池北三丁目 1500番地先から	あやめ池北三丁目 1058番1地先まで	L = 41.0 W = 6.0～8.0
16	中部第1572号線	あやめ池北三丁目 1513番地先から	あやめ池北三丁目 1060番10地先まで	L = 120.0 W = 4.0
17	中部第1573号線	あやめ池北三丁目 1504番3地先から	あやめ池北三丁目 1505番3地先まで	L = 16.0 W = 4.0
18	中部第1574号線	あやめ池北三丁目 1503番3地先から	あやめ池北三丁目 1505番1地先まで	L = 181.0 W = 6.0～8.0
19	中部第1575号線	あやめ池北三丁目 1506番5地先から	あやめ池北三丁目 1505番1地先まで	L = 77.0 W = 6.0
20	中部第1576号線	あやめ池北三丁目 1507番1地先から	あやめ池北三丁目 1518番地先まで	L = 4.0 W = 6.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
41	中部第 1597 号線	あやめ池北一丁目 1518番1地先 から	学園朝日元町一丁目 410番32地先 まで	L= 21.0 W= 6.0
42	中部第 1598 号線	学園朝日元町一丁目 410番64地先 から	学園朝日元町一丁目 410番65地先 まで	L= 44.0 W= 4.0
43	中部第 1599 号線	学園朝日元町一丁目 410番56地先 から	学園朝日元町一丁目 410番59地先 まで	L= 40.0 W= 6.0
44	中部第 1600 号線	朝日町一丁目 2番36地先 から	朝日町一丁目 2番37地先 まで	L= 25.0 W= 4.0
45	西部第 306 号線	朝日町一丁目 1883番4地先 から	あやめ池北一丁目 1504番1地先 まで	L= 620.0 W= 3.2～10.0
46	西部第 1197 号線	五条畑二丁目 1141番168地先 から	五条畑二丁目 1141番209地先 まで	L= 392.0 W= 6.0～8.0
47	西部第 1334 号線	鶴舞西町 3322番1地先 から	鶴舞西町 3271番10地先 まで	L= 76.0 W= 6.0～8.0
48	西部第 1335 号線	学園北二丁目 1090番68地先 から	学園北二丁目 1090番106地先 まで	L= 54.5 W= 6.0～8.0
49	西部第 1336 号線	学園北二丁目 1090番107地先 から	学園北二丁目 1090番109地先 まで	L= 31.5 W= 6.0～8.0
50	西部第 1337 号線	三碓一丁目 2279番地先 から	三碓一丁目 641番10地先 まで	L= 47.0 W= 4.0～4.2
51	西部第 1338 号線	菅野台 80番3地先 から	菅野台 82番9地先 まで	L= 104.0 W= 6.5
52	西部第 1339 号線	押熊町 2063番13地先 から	東登美ヶ丘六丁目 2020番690地先 まで	L= 68.0 W= 6.0
53	西部第 1340 号線	二名町 4540番18地先 から	押熊町 2532番2地先 まで	L= 543.2 W= 16.0～18.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
21	中部第 1577 号線	あやめ池北二丁目 1167番1地先 から	あやめ池北二丁目 1300番地先 まで	L= 75.0 W= 6.0～9.5
22	中部第 1578 号線	あやめ池北二丁目 1167番1地先 から	あやめ池北二丁目 1300番地先 まで	L= 12.0 W= 4.0
23	中部第 1579 号線	あやめ池北一丁目 1504番1地先 から	あやめ池北一丁目 1505番3地先 まで	L= 58.0 W= 4.0～4.5
24	中部第 1580 号線	あやめ池北一丁目 1302番地先 から	あやめ池北一丁目 1204番1地先 まで	L= 63.0 W= 6.0～8.0
25	中部第 1581 号線	あやめ池北一丁目 1525番地先 から	あやめ池北一丁目 1503番地先 まで	L= 380.0 W= 4.0～8.0
26	中部第 1582 号線	あやめ池北一丁目 1526番地先 から	あやめ池北一丁目 1545番地先 まで	L= 680.0 W= 10.0～15.5
27	中部第 1583 号線	あやめ池北一丁目 1506番1地先 から	あやめ池北一丁目 1527番地先 まで	L= 106.0 W= 6.0～18.0
28	中部第 1584 号線	あやめ池北一丁目 1516番1地先 から	あやめ池北一丁目 1572番地先 まで	L= 20.0 W= 4.0
29	中部第 1585 号線	あやめ池北一丁目 1514番1地先 から	あやめ池北一丁目 1516番7地先 まで	L= 30.0 W= 4.0
30	中部第 1586 号線	あやめ池北一丁目 1513番1地先 から	あやめ池北一丁目 1514番5地先 まで	L= 29.5 W= 6.0
31	中部第 1587 号線	あやめ池北一丁目 1511番1地先 から	あやめ池北一丁目 1513番7地先 まで	L= 34.0 W= 4.0
32	中部第 1588 号線	あやめ池北一丁目 1541番地先 から	あやめ池北一丁目 1502番地先 まで	L= 380.0 W= 4.0～6.0
33	中部第 1589 号線	あやめ池北一丁目 1510番6地先 から	あやめ池北一丁目 1519番1地先 まで	L= 565.0 W= 6.0～8.0
34	中部第 1590 号線	あやめ池北一丁目 1510番1地先 から	あやめ池北一丁目 1512番1地先 まで	L= 57.0 W= 6.0～8.0
35	中部第 1591 号線	あやめ池北一丁目 1512番3地先 から	あやめ池北一丁目 1512番4地先 まで	L= 14.0 W= 4.0
36	中部第 1592 号線	あやめ池北一丁目 1303番1地先 から	あやめ池北一丁目 1555番地先 まで	L= 265.0 W= 6.0～7.5
37	中部第 1593 号線	あやめ池北一丁目 1560番地先 から	あやめ池北一丁目 1515番5地先 まで	L= 18.5 W= 4.0
38	中部第 1594 号線	あやめ池北一丁目 1515番1地先 から	あやめ池北一丁目 1517番15地先 まで	L= 226.0 W= 6.0
39	中部第 1595 号線	あやめ池北一丁目 1575番地先 から	学園朝日元町一丁目 410番68地先 まで	L= 402.0 W= 6.0
40	中部第 1596 号線	学園朝日元町一丁目 410番31地先 から	あやめ池北一丁目 1573番地先 まで	L= 35.0 W= 6.0～8.0

(平成24年3月30日掲示済)

奈良市告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
21	中部第1577号線	あやめ池北二丁目 1167番1地先から	あやめ池北二丁目 1300番地先まで	L= 75.0 W= 6.0～9.5
22	中部第1578号線	あやめ池北二丁目 1167番1地先から	あやめ池北二丁目 1300番地先まで	L= 12.0 W= 4.0
23	中部第1579号線	あやめ池北一丁目 1504番1地先から	あやめ池北一丁目 1505番3地先まで	L= 58.0 W= 4.0～4.5
24	中部第1580号線	あやめ池北一丁目 1302番地先から	あやめ池北一丁目 1204番1地先まで	L= 63.0 W= 6.0～8.0
25	中部第1581号線	あやめ池北一丁目 1525番地先から	あやめ池北一丁目 1503番地先まで	L= 380.0 W= 4.0～8.0
26	中部第1582号線	あやめ池北一丁目 1526番地先から	あやめ池北一丁目 1545番地先まで	L= 680.0 W= 10.0～15.5
27	中部第1583号線	あやめ池北一丁目 1506番1地先から	あやめ池北一丁目 1527番地先まで	L= 106.0 W= 6.0～18.0
28	中部第1584号線	あやめ池北一丁目 1516番1地先から	あやめ池北一丁目 1572番地先まで	L= 20.0 W= 4.0
29	中部第1585号線	あやめ池北一丁目 1514番1地先から	あやめ池北一丁目 1516番7地先まで	L= 30.0 W= 4.0
30	中部第1586号線	あやめ池北一丁目 1513番1地先から	あやめ池北一丁目 1514番5地先まで	L= 29.5 W= 6.0
31	中部第1587号線	あやめ池北一丁目 1511番1地先から	あやめ池北一丁目 1513番7地先まで	L= 34.0 W= 4.0
32	中部第1588号線	あやめ池北一丁目 1541番地先から	あやめ池北一丁目 1502番地先まで	L= 380.0 W= 4.0～6.0
33	中部第1589号線	あやめ池北一丁目 1510番6地先から	あやめ池北一丁目 1519番1地先まで	L= 565.0 W= 6.0～8.0
34	中部第1590号線	あやめ池北一丁目 1510番1地先から	あやめ池北一丁目 1512番1地先まで	L= 57.0 W= 6.0～8.0
35	中部第1591号線	あやめ池北一丁目 1512番3地先から	あやめ池北一丁目 1512番4地先まで	L= 14.0 W= 4.0
36	中部第1592号線	あやめ池北一丁目 1303番1地先から	あやめ池北一丁目 1555番地先まで	L= 265.0 W= 6.0～7.5
37	中部第1593号線	あやめ池北一丁目 1560番地先から	あやめ池北一丁目 1515番5地先まで	L= 18.5 W= 4.0
38	中部第1594号線	あやめ池北一丁目 1515番1地先から	あやめ池北一丁目 1517番15地先まで	L= 226.0 W= 6.0
39	中部第1595号線	あやめ池北一丁目 1575番地先から	学園朝日元町一丁目 410番68地先まで	L= 402.0 W= 6.0
40	中部第1596号線	学園朝日元町一丁目 410番31地先から	あやめ池北一丁目 1573番地先まで	L= 35.0 W= 6.0～8.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	南部第699号線	柏木町 248番地先から	柏木町 210番1地先まで	L= 315.5 W= 4.4～6.1
2	南部第700号線	四条大路南町 439番15地先から	四条大路南町 439番11地先まで	L= 57.5 W= 6.0～8.0
3	南部第701号線	古市町 1846番78地先から	古市町 2059番29地先まで	L= 175.0 W= 4.5～8.0
4	南部第702号線	古市町 2016番2地先から	古市町 2016番7地先まで	L= 60.0 W= 4.5～8.0
5	南部第703号線	八条五丁目 417番1地先から	八条五丁目 335番1地先まで	L= 215.0 W= 6.0～8.0
6	南部第704号線	八条五丁目 344番1地先から	八条五丁目 344番15地先まで	L= 100.0 W= 6.0～8.0
7	北部第748号線	南京終町四丁目 224番3地先から	南京終町四丁目 224番23地先まで	L= 144.0 W= 6.2～8.2
8	中部第1434号線	押熊町 63番9地先から	中山町 1379番4地先まで	L= 280.0 W= 4.0～8.2
9	中部第1565号線	押熊町 689番64地先から	押熊町 689番51地先まで	L= 215.0 W= 6.0～8.0
10	中部第1566号線	秋篠町 1546番47地先から	押熊町 689番51地先まで	L= 126.0 W= 6.0
11	中部第1567号線	山陵町 967番3地先から	山陵町 970番3地先まで	L= 117.0 W= 6.0
12	中部第1568号線	五条畑一丁目 1124番11地先から	五条畑一丁目 1124番9地先まで	L= 47.0 W= 6.0～8.0
13	中部第1569号線	平松五丁目 733番6地先から	平松五丁目 733番8地先まで	L= 22.0 W= 6.0～8.0
14	中部第1570号線	平松一丁目 84番1地先から	平松一丁目 81番1地先まで	L= 52.0 W= 5.0
15	中部第1571号線	あやめ池北三丁目 1500番地先から	あやめ池北三丁目 1058番1地先まで	L= 41.0 W= 6.0～8.0
16	中部第1572号線	あやめ池北三丁目 1513番地先から	あやめ池北三丁目 1060番10地先まで	L= 120.0 W= 4.0
17	中部第1573号線	あやめ池北三丁目 1504番3地先から	あやめ池北三丁目 1505番3地先まで	L= 16.0 W= 4.0
18	中部第1574号線	あやめ池北三丁目 1503番3地先から	あやめ池北三丁目 1505番1地先まで	L= 181.0 W= 6.0～8.0
19	中部第1575号線	あやめ池北三丁目 1506番5地先から	あやめ池北三丁目 1505番1地先まで	L= 77.0 W= 6.0
20	中部第1576号線	あやめ池北三丁目 1507番1地先から	あやめ池北三丁目 1518番地先まで	L= 4.0 W= 6.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
41	中部第 1597 号線	あやめ池北一丁目 1518番1地先 から	学園朝日元町一丁目 410番32地先 まで	L= 21.0 W= 6.0
42	中部第 1598 号線	学園朝日元町一丁目 410番64地先 から	学園朝日元町一丁目 410番65地先 まで	L= 44.0 W= 4.0
43	中部第 1599 号線	学園朝日元町一丁目 410番56地先 から	学園朝日元町一丁目 410番59地先 まで	L= 40.0 W= 6.0
44	中部第 1600 号線	朝日町一丁目 2番36地先 から	朝日町一丁目 2番37地先 まで	L= 25.0 W= 4.0
45	西部第 306 号線	朝日町一丁目 1883番4地先 から	あやめ池北一丁目 1504番1地先 まで	L= 620.0 W= 3.2～10.0
46	西部第 1197 号線	五条畑二丁目 1141番168地先 から	五条畑二丁目 1141番209地先 まで	L= 392.0 W= 6.0～8.0
47	西部第 1334 号線	鶴舞西町 3322番1地先 から	鶴舞西町 3271番10地先 まで	L= 76.0 W= 6.0～8.0
48	西部第 1335 号線	学園北二丁目 1090番68地先 から	学園北二丁目 1090番106地先 まで	L= 54.5 W= 6.0～8.0
49	西部第 1336 号線	学園北二丁目 1090番107地先 から	学園北二丁目 1090番109地先 まで	L= 31.5 W= 6.0～8.0
50	西部第 1337 号線	三碓一丁目 2279番地先 から	三碓一丁目 641番10地先 まで	L= 47.0 W= 4.0～4.2
51	西部第 1338 号線	菅野台 80番3地先 から	菅野台 82番9地先 まで	L= 104.0 W= 6.5
52	西部第 1339 号線	押熊町 2063番13地先 から	東登美ヶ丘六丁目 2020番690地先 まで	L= 68.0 W= 6.0

(平成24年3月30日掲示済)

奈良市告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に
基づき、平成24年3月30日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室
土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成24年3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	南部第 699 号線	柏木町 248番地先 から	柏木町 210番1地先 まで	L= 315.5 W= 4.4～6.1
2	南部第 700 号線	四条大路南町 439番15地先 から	四条大路南町 439番11地先 まで	L= 57.5 W= 6.0～8.0
3	南部第 701 号線	古市町 1846番78地先 から	古市町 2059番29地先 まで	L= 175.0 W= 4.5～8.0
4	南部第 702 号線	古市町 2016番2地先 から	古市町 2016番7地先 まで	L= 60.0 W= 4.5～8.0
5	南部第 703 号線	八条五丁目 417番1地先 から	八条五丁目 335番1地先 まで	L= 215.0 W= 6.0～8.0
6	南部第 704 号線	八条五丁目 344番1地先 から	八条五丁目 344番15地先 まで	L= 100.0 W= 6.0～8.0
7	北部第 748 号線	南京終町四丁目 224番3地先 から	南京終町四丁目 224番23地先 まで	L= 144.0 W= 6.2～8.2
8	中部第 1434 号線	押熊町 63番9地先 から	中山町 1379番4地先 まで	L= 280.0 W= 4.0～8.2
9	中部第 1565 号線	押熊町 689番64地先 から	押熊町 689番51地先 まで	L= 215.0 W= 6.0～8.0
10	中部第 1566 号線	秋篠町 1546番47地先 から	押熊町 689番51地先 まで	L= 126.0 W= 6.0
11	中部第 1567 号線	山陵町 967番3地先 から	山陵町 970番3地先 まで	L= 117.0 W= 6.0
12	中部第 1568 号線	五条畑一丁目 1124番11地先 から	五条畑一丁目 1124番9地先 まで	L= 47.0 W= 6.0～8.0
13	中部第 1569 号線	平松五丁目 733番6地先 から	平松五丁目 733番8地先 まで	L= 22.0 W= 6.0～8.0
14	中部第 1570 号線	平松一丁目 84番1地先 から	平松一丁目 81番1地先 まで	L= 52.0 W= 5.0
15	中部第 1571 号線	あやめ池北三丁目 1500番地先 から	あやめ池北三丁目 1058番1地先 まで	L= 41.0 W= 6.0～8.0
16	中部第 1572 号線	あやめ池北三丁目 1513番地先 から	あやめ池北三丁目 1060番10地先 まで	L= 120.0 W= 4.0
17	中部第 1573 号線	あやめ池北三丁目 1504番3地先 から	あやめ池北三丁目 1505番3地先 まで	L= 16.0 W= 4.0
18	中部第 1574 号線	あやめ池北三丁目 1503番3地先 から	あやめ池北三丁目 1505番1地先 まで	L= 181.0 W= 6.0～8.0
19	中部第 1575 号線	あやめ池北三丁目 1506番5地先 から	あやめ池北三丁目 1505番1地先 まで	L= 77.0 W= 6.0
20	中部第 1576 号線	あやめ池北三丁目 1507番1地先 から	あやめ池北三丁目 1518番地先 まで	L= 4.0 W= 6.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
21	中部第 1577 号線	あやめ池北二丁目 1167番1地先 から	あやめ池北二丁目 1300番地先 まで	L= 75.0 W= 6.0～9.5
22	中部第 1578 号線	あやめ池北二丁目 1167番1地先 から	あやめ池北二丁目 1300番地先 まで	L= 12.0 W= 4.0
23	中部第 1579 号線	あやめ池北一丁目 1504番1地先 から	あやめ池北一丁目 1505番3地先 まで	L= 58.0 W= 4.0～4.5
24	中部第 1580 号線	あやめ池北一丁目 1302番地先 から	あやめ池北二丁目 1204番1地先 まで	L= 63.0 W= 6.0～8.0
25	中部第 1581 号線	あやめ池北一丁目 1525番地先 から	あやめ池北一丁目 1503番地先 まで	L= 380.0 W= 4.0～8.0
26	中部第 1582 号線	あやめ池北一丁目 1526番地先 から	あやめ池北一丁目 1545番地先 まで	L= 680.0 W= 10.0～15.5
27	中部第 1583 号線	あやめ池北一丁目 1506番1地先 から	あやめ池北一丁目 1527番地先 まで	L= 106.0 W= 6.0～18.0
28	中部第 1584 号線	あやめ池北一丁目 1516番1地先 から	あやめ池北一丁目 1572番地先 まで	L= 20.0 W= 4.0
29	中部第 1585 号線	あやめ池北一丁目 1514番1地先 から	あやめ池北一丁目 1516番7地先 まで	L= 30.0 W= 4.0
30	中部第 1586 号線	あやめ池北一丁目 1513番1地先 から	あやめ池北一丁目 1514番5地先 まで	L= 29.5 W= 6.0
31	中部第 1587 号線	あやめ池北一丁目 1511番1地先 から	あやめ池北一丁目 1513番7地先 まで	L= 34.0 W= 4.0
32	中部第 1588 号線	あやめ池北一丁目 1541番地先 から	あやめ池北一丁目 1502番地先 まで	L= 380.0 W= 4.0～6.0
33	中部第 1589 号線	あやめ池北一丁目 1510番6地先 から	あやめ池北一丁目 1519番1地先 まで	L= 565.0 W= 6.0～8.0
34	中部第 1590 号線	あやめ池北一丁目 1510番1地先 から	あやめ池北一丁目 1512番1地先 まで	L= 57.0 W= 6.0～8.0
35	中部第 1591 号線	あやめ池北一丁目 1512番3地先 から	あやめ池北一丁目 1512番4地先 まで	L= 14.0 W= 4.0
36	中部第 1592 号線	あやめ池北一丁目 1303番1地先 から	あやめ池北一丁目 1555番地先 まで	L= 265.0 W= 6.0～7.5
37	中部第 1593 号線	あやめ池北一丁目 1560番地先 から	あやめ池北一丁目 1515番5地先 まで	L= 18.5 W= 4.0
38	中部第 1594 号線	あやめ池北一丁目 1515番1地先 から	あやめ池北一丁目 1517番15地先 まで	L= 226.0 W= 6.0
39	中部第 1595 号線	あやめ池北一丁目 1575番地先 から	学園朝日元町一丁目 410番68地先 まで	L= 402.0 W= 6.0
40	中部第 1596 号線	学園朝日元町一丁目 410番31地先 から	あやめ池北一丁目 1573番地先 まで	L= 35.0 W= 6.0～8.0
整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
41	中部第 1597 号線	あやめ池北一丁目 1518番1地先 から	学園朝日元町一丁目 410番32地先 まで	L= 21.0 W= 6.0
42	中部第 1598 号線	学園朝日元町一丁目 410番64地先 から	学園朝日元町一丁目 410番65地先 まで	L= 44.0 W= 4.0
43	中部第 1599 号線	学園朝日元町一丁目 410番56地先 から	学園朝日元町一丁目 410番59地先 まで	L= 40.0 W= 6.0
44	中部第 1600 号線	朝日町一丁目 2番36地先 から	朝日町一丁目 2番37地先 まで	L= 25.0 W= 4.0
45	西部第 306 号線	朝日町一丁目 1883番4地先 から	あやめ池北一丁目 1504番1地先 まで	L= 620.0 W= 3.2～10.0
46	西部第 1197 号線	五条畑二丁目 1141番168地先 から	五条畑二丁目 1141番209地先 まで	L= 392.0 W= 6.0～8.0
47	西部第 1334 号線	鶴舞西町 3322番1地先 から	鶴舞西町 3271番10地先 まで	L= 76.0 W= 6.0～8.0
48	西部第 1335 号線	学園北二丁目 1090番68地先 から	学園北二丁目 1090番106地先 まで	L= 54.5 W= 6.0～8.0
49	西部第 1336 号線	学園北二丁目 1090番107地先 から	学園北二丁目 1090番109地先 まで	L= 31.5 W= 6.0～8.0
50	西部第 1337 号線	三碓一丁目 2279番地先 から	三碓一丁目 641番10地先 まで	L= 47.0 W= 4.0～4.2
51	西部第 1338 号線	菅野台 80番3地先 から	菅野台 82番9地先 まで	L= 104.0 W= 6.5
52	西部第 1339 号線	押熊町 2063番13地先 から	東登美ヶ丘六丁目 2020番690地先 まで	L= 68.0 W= 6.0

(平成24年3月30日揭示済)

奈良市告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、次の市道路線を平成24年3月30日から歩行者

専用道路に指定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	中部第1572号線	あやめ池北三丁目 1513番地先から	あやめ池北三丁目 1060番10地先まで	L=120.0 W=4.0
2	中部第1573号線	あやめ池北三丁目 1504番3地先から	あやめ池北三丁目 1505番3地先まで	L=16.0 W=4.0
3	中部第1576号線	あやめ池北三丁目 1507番1地先から	あやめ池北三丁目 1518番地先まで	L=4.0 W=6.0
4	中部第1578号線	あやめ池北三丁目 1167番1地先から	あやめ池北二丁目 1300番地先まで	L=12.0 W=4.0
5	中部第1579号線	あやめ池北一丁目 1504番1地先から	あやめ池北一丁目 1505番3地先まで	L=58.0 W=4.0~4.5
6	中部第1581号線	あやめ池北一丁目 1525番地先から	あやめ池北一丁目 1503番地先まで	L=380.0 W=4.0~8.0
7	中部第1584号線	あやめ池北一丁目 1516番1地先から	あやめ池北一丁目 1572番地先まで	L=20.0 W=4.0
8	中部第1585号線	あやめ池北一丁目 1514番1地先から	あやめ池北一丁目 1516番7地先まで	L=30.0 W=4.0
9	中部第1587号線	あやめ池北一丁目 1511番1地先から	あやめ池北一丁目 1513番7地先まで	L=34.0 W=4.0
10	中部第1588号線	あやめ池北一丁目 1541番地先から	あやめ池北一丁目 1502番地先まで	L=380.0 W=4.0~6.0
11	中部第1591号線	あやめ池北一丁目 1512番3地先から	あやめ池北一丁目 1512番4地先まで	L=14.0 W=4.0
12	中部第1593号線	あやめ池北一丁目 1560番地先から	あやめ池北一丁目 1515番5地先まで	L=18.5 W=4.0
13	中部第1598号線	学園朝日元町一丁目 410番64地先から	学園朝日元町一丁目 410番65地先まで	L=44.0 W=4.0
14	中部第1600号線	朝日町一丁目 2番36地先から	朝日町一丁目 2番37地先まで	L=25.0 W=4.0

(平成24年3月30日揭示済)

奈良市告示第191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成23年10月7日 奈良市指令都整開 第11A-23号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年3月30日 第1296号
公共施設 平成24年3月30日 第580号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市大安寺三丁目74番1の一部、74番2、74番3の一部、74番4の一部、74番5の一部、77番8、77番9、78番8及び120番1の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西城戸町1番地の4
株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合 浩
- 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市大安寺三丁目74番1の一部、74番2の一部、74番4の一部、74番5の一部及び77番8

(2) 下水道

奈良市大安寺三丁目74番1の一部、74番2の一部、77番9の一部及び120番1の一部

(3) 公園

奈良市大安寺三丁目74番1の一部

(4) 調整池

奈良市大安寺三丁目74番1の一部

(平成24年3月30日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。